

新宮町 子ども・子育て 支援事業計画

2015 ▶ 2019



目 次

計画策定に当たって

第一章 計画の概要

第一節	計画策定の背景	2
第二節	計画策定の趣旨	3
第三節	子ども・子育て支援新制度の概要	4
第四節	計画の位置付け	5
第五節	計画の期間	5
第六節	計画の策定体制	6

第二章 新宮町の現状

第一節	人口等の動向	7
第二節	子育て支援の状況	1 1
第三節	将来人口推計	1 6
第四節	現状の課題と分析	1 7

第三章 基本理念

基本理念	1 9
------	-----

第四章 子ども・子育て支援サービス

第一節	子ども・子育て支援サービスの全体像	20
第二節	保育の必要性の認定について	21
第三節	教育・保育提供区域の設定	22
第四節	幼児期の学校教育・保育の量の見込みと取組の方向性	23
第五節	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと取組の方向性	
(1)	利用者支援事業	26
(2)	地域子育て支援拠点事業	27
(3)	妊婦健康診査	28
(4)	乳児家庭全戸訪問事業	29
(5)	養育支援訪問事業	30
(6)	子育て短期支援事業	31
(7)	ファミリー・サポート・センター事業	32
(8-1)	一時預かり事業（幼稚園型）	33
(8-2)	一時預かり事業（幼稚園型以外）	34
(9)	延長保育事業	35
(10)	病児保育事業	36
(11)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	37
(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	38
(13)	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	38
第六節	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	39
第七節	関連施策の展開	40

第五章 母と子の健康づくり

第一節 すこやか親子しんぐう（第3期母子保健計画）の評価・検証・・・・・・・・・・	4 1
第二節 安心できる妊娠・出産に関する現状と取組の方向性	
(1) 母子健康手帳交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 4
(2) 妊婦健康診査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 5
(3) マタニティスクール・パパママ教室・・・・・・・・・・・・・・・・	4 6
第三節 疾病予防と健康づくりに関する現状と取組の方向性	
(1) 乳幼児健康診査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 7
(2) 歯の健康づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 8
(3) 乳幼児相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 9
(4) 食生活指導・生活習慣指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 0
(5) 乳児家庭全戸訪問事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 1
(6) 予防接種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 2
(7) 新宮町子ども発達支援センター・・・・・・・・・・・・・・・・	5 3

第六章 計画の推進体制

第一節 市町村等の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 4
第二節 計画の推進に向けた役割・・・・・・・・・・・・・・・・	5 5
第三節 計画の推進に向けた3つの連携・・・・・・・・	5 7

計画策定に当たって

我が国では、急速に進む少子化、核家族化、地域コミュニティの希薄化・敬遠化などに伴い、家族や地域社会のかたちに変化しており、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境はさらに厳しさを増すとともに、子育てに対する不安や負担が年々大きくなってきています。



総務省が発表した平成 25 年中の「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」調査で、新宮町は全国の市区町村中、人口増加率第 1 位、人口増加数でも全国の町村中、第 1 位となっております。国内では少子化問題がクローズアップされる中、新宮町では急激な児童数の増加に対応を迫られている状況です。

このような中、国では、子ども・子育て関連 3 法が制定され、本年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が本格的に施行されます。本町におきましても、国の制度改正を踏まえ、「新宮町子ども・子育て支援事業計画」を策定するため新設した「新宮町子ども・子育て会議」において、現計画の評価と検証や多くの御提案もいただきながら熱心に御審議いただきました。

本町は、今後 5 年間、当計画を中心に据えた施策を展開し、基本理念である「地域とともに育む 子どもと新宮の未来」を目標に、すべての子どもにとって、安全・安心で、子どもの人権が大切にされる環境の中、笑顔でいきいきと健やかに育つことができ、子育ての喜びを誰もが実感できるまちづくりを目指してまいります。

この計画の実現に向けましては、行政、学校、企業、医療機関、家庭、地域住民や子育て関係活動団体等との協働のもと、相互の連携を図りながら計画の着実な推進に努めてまいります。明日の新宮町を担う子どもたちのために皆様方より一層の御支援・御協力をよろしくお願いします。

最後になりますが、この計画の策定に当たりまして、貴重な御意見・御提言をいただきました「新宮町子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、アンケート調査などに御協力いただきました多くの町民の皆様や関係者の方々に心から感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

新宮町長

長崎 武利

第一章 計画の概要

第一節 計画策定の背景

我が国における子育て支援をめぐっては、都市部における3歳未満の待機児童が依然として解消されない一方、少子化の影響から定員割れの幼稚園や保育所等のある地域が存在します。

また、女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加、就労環境の多様化等により、子育てに伴う精神的、身体的負担や経済的負担の増加が課題となっています。

新宮町においては、転入世帯の増加やひとり親家庭等の増加に核家族化の進展と地域のつながりの希薄化が相まって、子育てに不安や悩みを持つ保護者が年々増加傾向にあります。子育てを取巻く厳しい社会情勢の変化に対応し、一人一人の子どもが大切にされ、健やかに成長していくことができるように、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、子育てに喜びを感じ、安心して子どもを生み育てることができるように、行政に一層の支援が求められています。

平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法^{*}」が成立しました。これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

^{*} 次のア～ウの法律の総称。

ア 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)

ウ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)

第二節 計画策定の趣旨

新宮町では、平成 17 年に「次世代育成支援対策行動計画」を策定し、平成 17 年度から 26 年度までを計画期間として「**地域とともに育む子どもと新宮の未来**」の基本理念の下、おおむね 18 歳未満の全ての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、まちづくりの総合計画として、平成 23 年に「第 5 次新宮町総合計画」を策定し、「**人が輝き 快適に暮らせる 元気なまち 新宮**」の実現に向けて、次世代を担う子どもたちを家庭、地域、学校等が一体となって町全体で見守り、育て、教育できる「子育て環境が充実したまちづくり」を推進しています。

本計画は、「子ども・子育て支援新制度」に対応し、子ども・子育ての取組を一層促進するために策定するものです。新宮町では、本計画に基づき、子育ての基本は家庭にあることを基本としつつ、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、子どもとその保護者に対し、妊娠、出産期から学童期に至るまでの切れ目ない支援を行う体制づくりを推進します。

第三節 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供に向けて、「認定こども園」制度が改正されました。本制度の改正により、幼児教育と保育を一体的に提供する体制を整え、幼児期の学校教育・保育に関する保護者の選択肢を増やしていくことを目指しています。

具体的には、幼保連携型認定こども園について見直しを行い、これまで非常に複雑だった設置のための手続きを簡素化することにより、施設の設備と幼児教育・保育及び家庭における養育支援の一体的な提供の促進を図ることとされています。

(2) 保育の量的拡大及び確保、教育・保育の質的改善

保育の量的（提供体制）拡大に向けては、保育所等の施設が行政による「設置の認可」を受ける仕組みを改善・透明化し、施設等の設置を促進したり、家庭的保育事業等の多様な保育に対する新たな財政措置を行い、提供される保育の量や種類を増やしたりすることで、待機児童を解消することを目指しています。

また、保育の量的拡大とともに、教育・保育の質も確保するため、幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇及び配置の改善等を図ることとされています。

(3) 地域の子ども・子育て支援の充実

全ての子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、利用者支援事業等を「地域子ども・子育て支援事業」として位置付け、拡充を図ることとされています。

(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

(2) 保育の量的拡大及び確保

(3) 地域の子ども・子育て支援の充実



一人一人の子どもが
健やかに成長することができる社会の実現

図 1 子ども・子育て支援新制度の基本的な方向イメージ

第四節 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、新宮町の子育て支援の総合的な計画に位置付けられます。

また、次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が平成 37 年 3 月 31 日までに延長されたことから、同法 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」にも位置付け一体的に策定するものとします。さらに、母子保健事業は、すべての子どもとその保護者にかかわるものであることから、「母子保健計画」にも位置付け一体的に策定するものとします。

なお、本計画は、第 5 次新宮町総合計画、新宮町地域福祉計画及び新宮町障がい者（児）福祉計画等、各分野の計画との整合、連携を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとします。

子ども・子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法（抄）

（市町村行動計画）

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

第五節 計画の期間

計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

また、平成 31 年度に目標の達成状況の評価及び進捗状況を点検し、制度の改正等を踏まえながら、必要に応じて見直しを行うものとします。

第六節 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

「保護者」、「事業者」、「学識経験者」等から構成される「新宮町子ども・子育て会議」を設置し、当事者の声や知見を反映するよう慎重に協議を重ねました。

(2) アンケート調査の実施

新宮町に居住する全ての保護者を対象にアンケート調査を実施し、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としました。

調査名	調査対象者	調査方法	調査期間
就学前児童調査	新宮町在住の 就学前児童の 保護者全て	郵送による配付及び回収 (各世帯で最も年少の児童あてに郵送し、その児童について回答)	平成 25 年 11 月 8 日 ～
小学生児童調査	新宮町在住の 小学生児童の 保護者全て	学校経由で配付及び郵送による回収 (長子に配付し、最も年少の小学生について回答)	平成 25 年 11 月 29 日

回収状況	配布数	有効回答数	有効回答率(%)
就学前児童調査	1,966	1,250	63.58
小学生児童調査	1,590	1,008	63.39

(3) パブリックコメントの実施

本計画の素案を役場健康福祉課や町ホームページ等で公開し、広く町民の方々から意見を募りました。

ア 意見提出者数

5 人（うち 1 人は不受理）

イ 意見総数

8 件（うち 1 件は不受理）

(4) 国・県との連携

計画策定に当たり、国や県の示す考え方や方向性等と整合性を確保しながら策定しました。

第二章 新宮町の現状

第一節 人口等の動向

(1) 新宮町の人口推移

新宮町の人口は、平成2年の15,460人から平成17年には23,435人と15年間で約1.5倍に増加しており、近年も増加傾向で推移しています（図2）。年齢区分ごとの人口も、全年齢区分において増加傾向で推移しています。

また、中学生以下の児童人口についても、すべての年代において増加傾向で推移しています（図3）。平成22年のJRの新駅開業や中心市街地開発等により、子育て世帯の転入が急増したことが要因と考えられます。

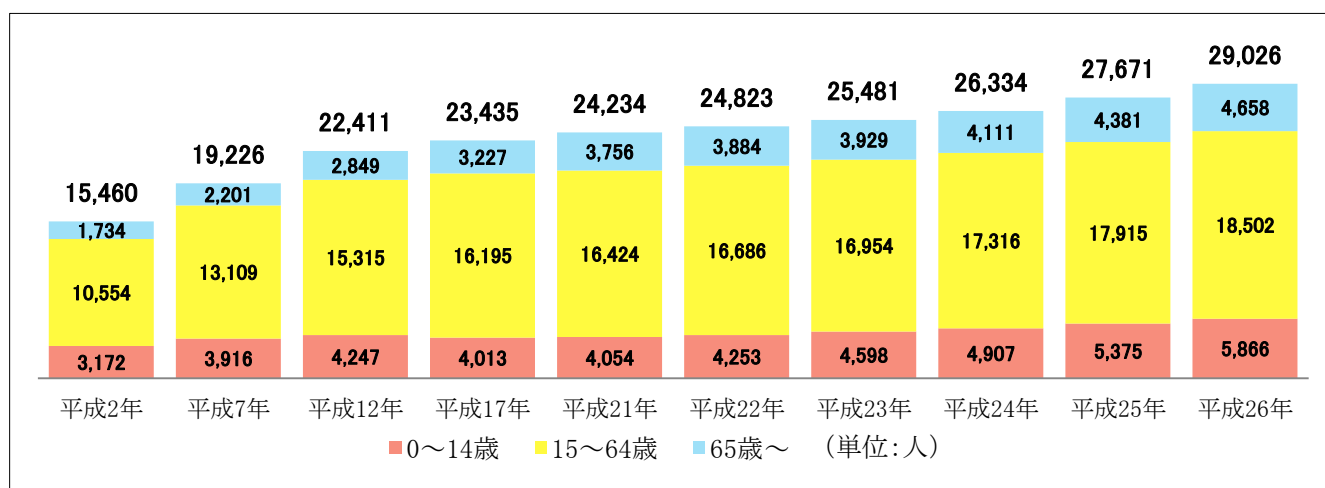


図2 年齢区分ごとの人口推移

（出典）平成2～17年 総務省『国勢調査』
平成21年以降 新宮町『住民基本台帳（4月1日現在）』

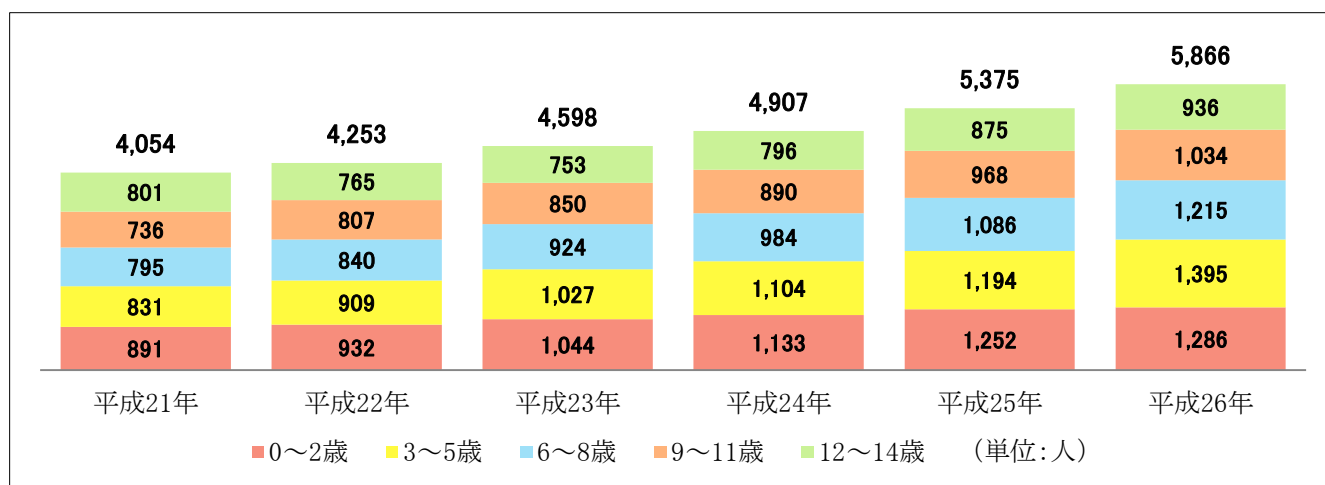


図3 中学生以下児童の人口推移（4月1日現在）

（資料）新宮町『住民基本台帳（4月1日現在）』

（２）世帯の推移

国勢調査による新宮町の世帯数は、平成２年以降、大幅な増加傾向で推移しています。

しかし、１世帯当たりの人員は、昭和６０年の３.１３人から平成２２年の２.７９人へと減少しており（図４）、核家族化の進行が推測されます。

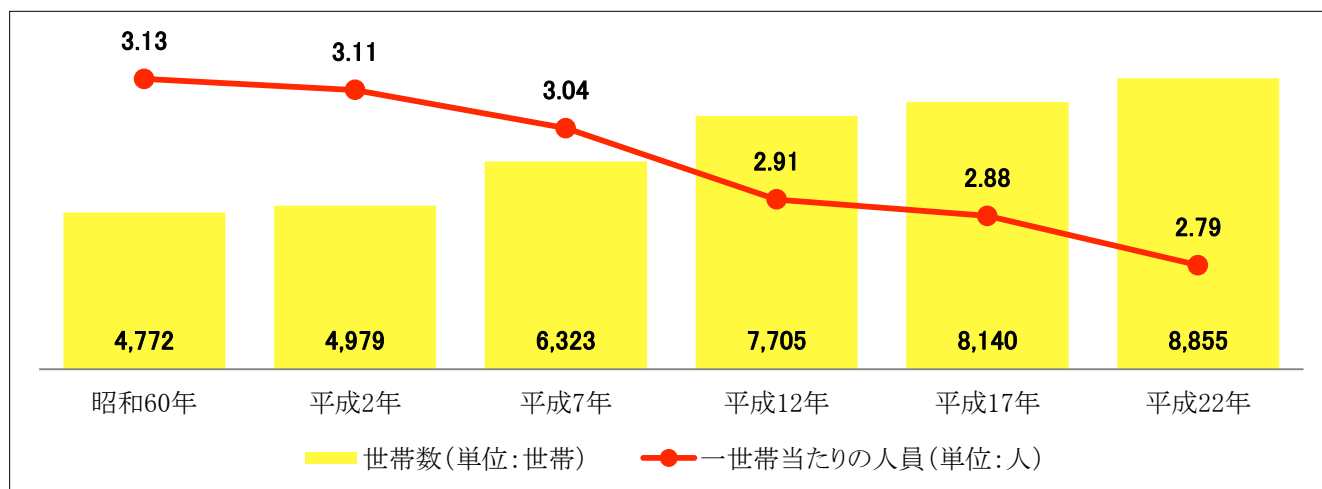


図４ 世帯数と一世帯当たりの人員数の推移

（出典）総務省『国勢調査』

（３）出生数の推移

新宮町における出生数は、平成２０年の２８１人から平成２４年の３７９人へと年度ごとの増減はあるものの、増加傾向で推移しています（図５）。

これは、出産年齢人口の増加に伴うものと考えられます。

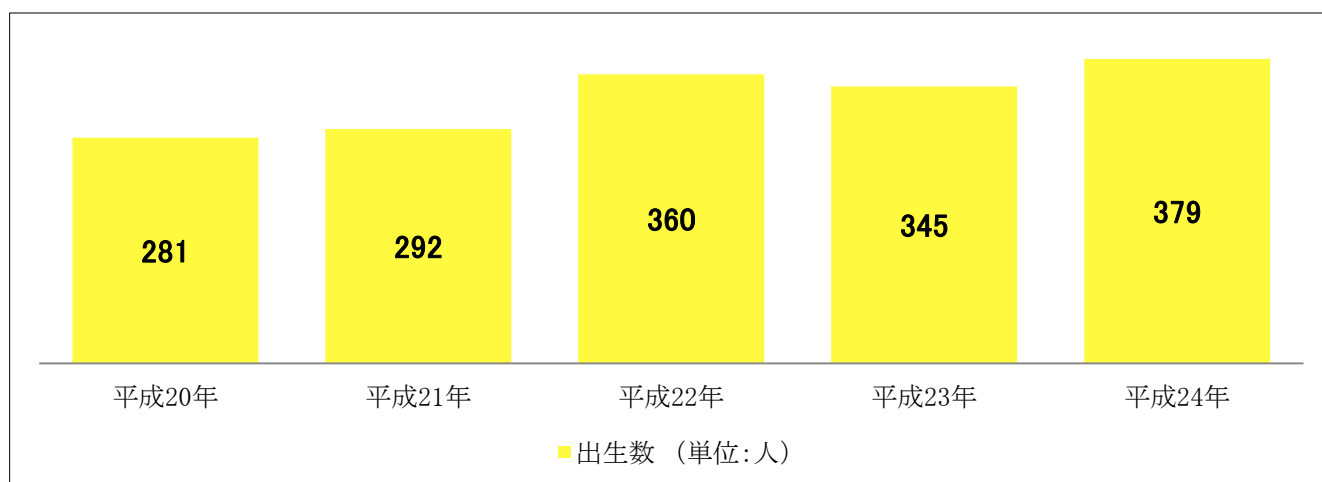


図５ 出生数の推移

（出典）厚生労働省『人口動態統計』

（４）合計特殊出生率^{*1}の推移

新宮町における合計特殊出生率は、昭和 58～62 年の 2.02 から平成 10～14 年の 1.59 まで減少傾向にありましたが、その後増加傾向に転じ、平成 20～24 年には 1.80 となっています（図 6）。

また、新宮町における合計特殊出生率を国や県と比較すると、新宮町は高い水準にあることが分かります。しかし、人口置換水準^{*2}である 2.07 には届いていないことから、新宮町においても、少子化問題に直面していることが推測されます（図 7）。

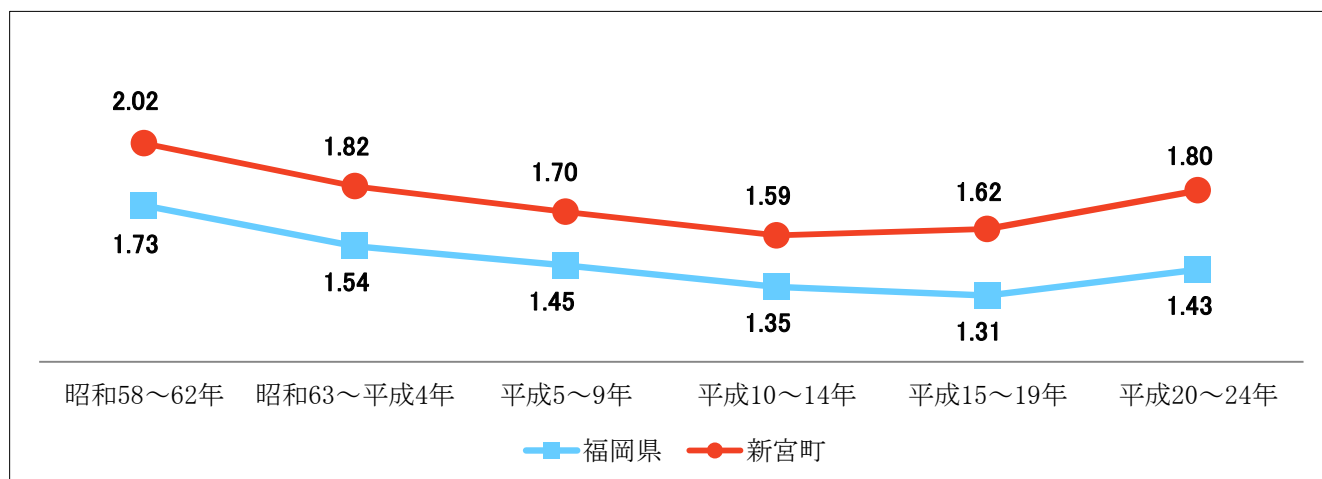


図 6 新宮町における合計特殊出生率の推移

（出典）厚生労働省『人口動態統計特殊報告』

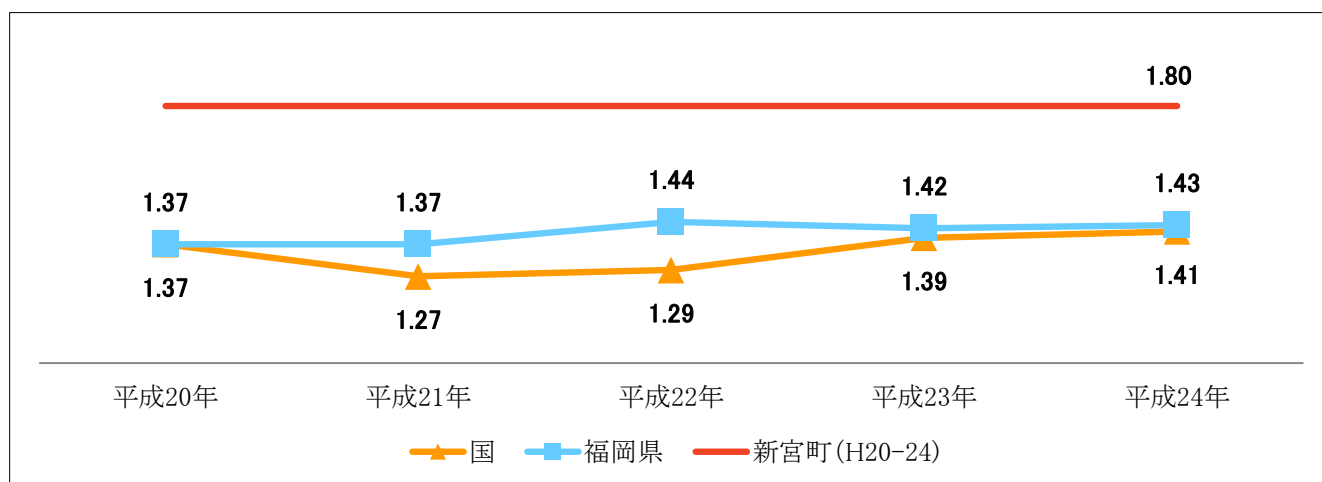


図 7 合計特殊出生率の推移の比較

（出典）厚生労働省『人口動態統計特殊報告』

^{*1} 15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するとされている。

^{*2} 人口を一定に保つ出生率の水準。

（５）女性の就労の状況

国は、仕事と子育ての両立に向けて、出産・育児期の女性の労働力率の落ち込みを解消し、働きながら子育てを行うことができる社会づくりを目指しています。

新宮町における女性の就労状況は、主に子育てを行っている30～34歳で一時的な就労率の低下があり、その後40～50歳にかけて就労率が上昇する「M字カーブ」を描いています（図8）。

また、福岡県平均と比較してみると、新宮町における25～40歳の子育て世代の就労率は福岡県平均を大きく下回っており、65歳以上の年代の就労率は福岡県平均を上回っています。

新宮町においては、子育てが必要な時期に仕事を辞めて子育てに専念し、子育てが終了した時期に就労を開始しているという傾向が顕著に現れています。

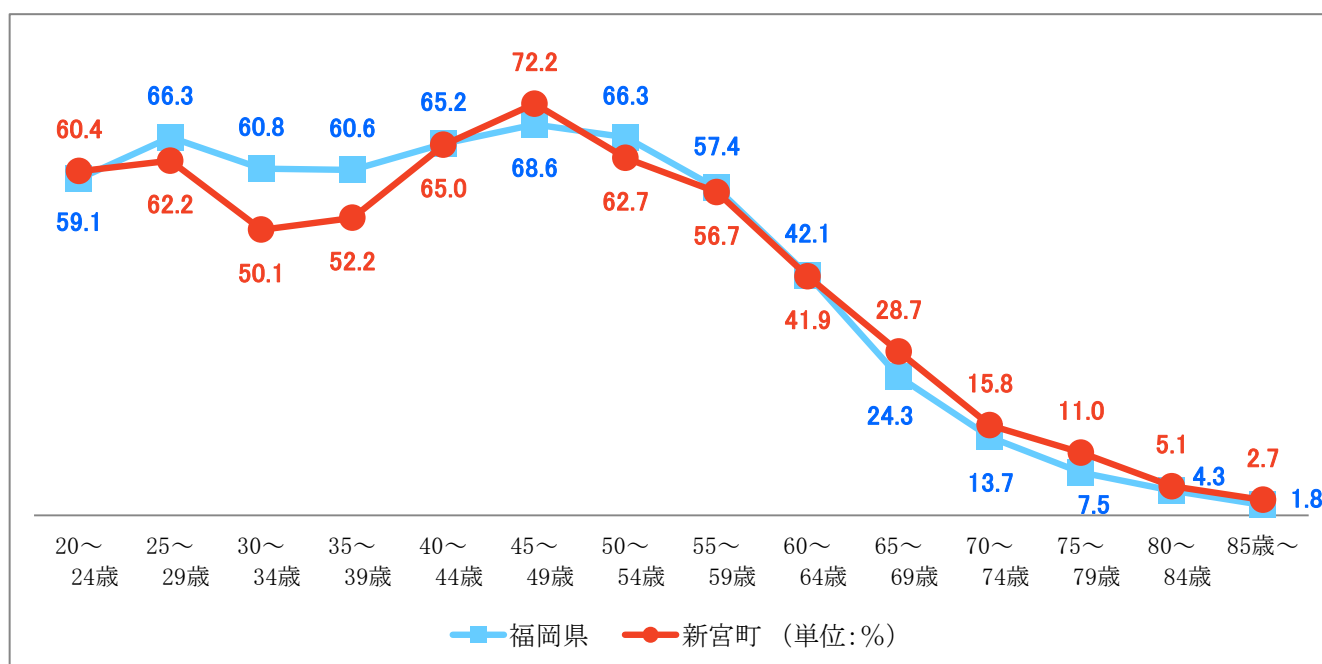


図 8 女性の就労の状況

(出典) 総務省『平成22年国勢調査』

第二節 子育て支援の状況

(1) 町内認可保育所の状況

町内認可保育所の利用者数の合計は、増加傾向で推移しています（図 9、表 1）。

子育て世代の増加に伴い、年間 150～200 人程度の就学前児童の増加が見られていることから、認可保育所の利用者も増加傾向にあると考えられます。

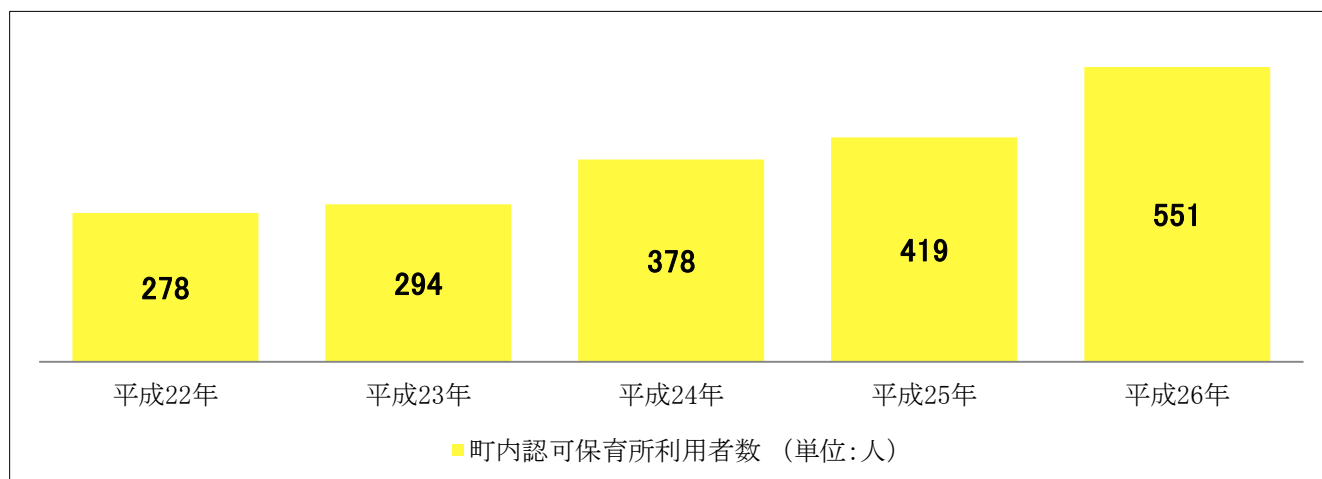


図 9 町内認可保育所利用者数の推移（5月1日現在）

（資料）新宮町

表 1 町内認可保育所利用者数の推移（5月1日現在）（人）

施設名	H22	H23	H24	H25	H26	H26 定員数
暁華保育園	139	144	139	143	141	120
新宮つばみ保育園	139	150	135	145	163	150
新宮杜の宮コスモス保育園	0	0	104	131	137	120
新宮下府コスモス保育園	0	0	0	0	110	120
合計	278	294	378	419	551	510

（資料）新宮町

（２）町内届出保育施設等の状況

町内届出保育施設等の利用者数の合計は、平成 22 年の 62 人から平成 26 年の 88 人へと増加傾向で推移しています（図 10、表 2）。

届出保育施設等に関しても、就学前児童の増加に伴い増加傾向で推移していると考えられます。

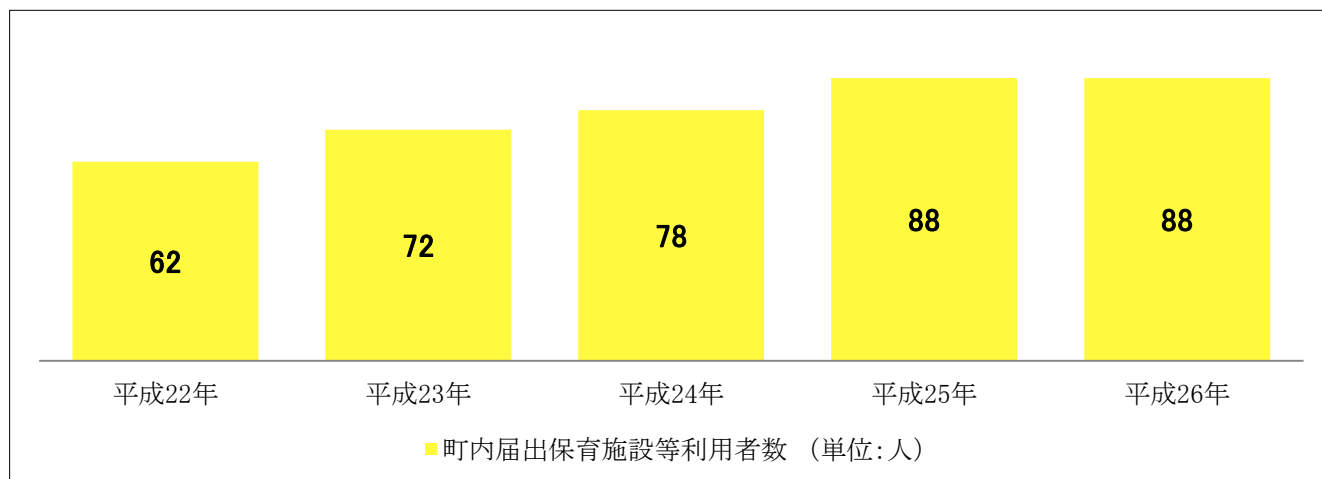


図 10 町内届出保育施設等利用者数の推移（５月１日現在）

（資料）新宮町

表 2 町内届出保育施設等利用者数の推移（５月１日現在）（人）

施設名	H22	H23	H24	H25	H26
新宮保育園	48	57	60	65	58
セントマークインターナショナルスクール	10	13	18	23	18
ちびっこランド新宮バイパス店	4	2	0	0	0
アリス保育園	0	0	0	0	0
新宮中央保育園	0	0	0	0	12
合計	62	72	78	88	88

（資料）新宮町

（３）幼稚園の状況

幼稚園利用者数は、平成 22 年の 665 人から平成 26 年の 1,011 人と増加傾向で推移しています（図 11、表 3）。

幼稚園に関しても、就学前児童の増加に伴い増加傾向で推移していると考えられます。

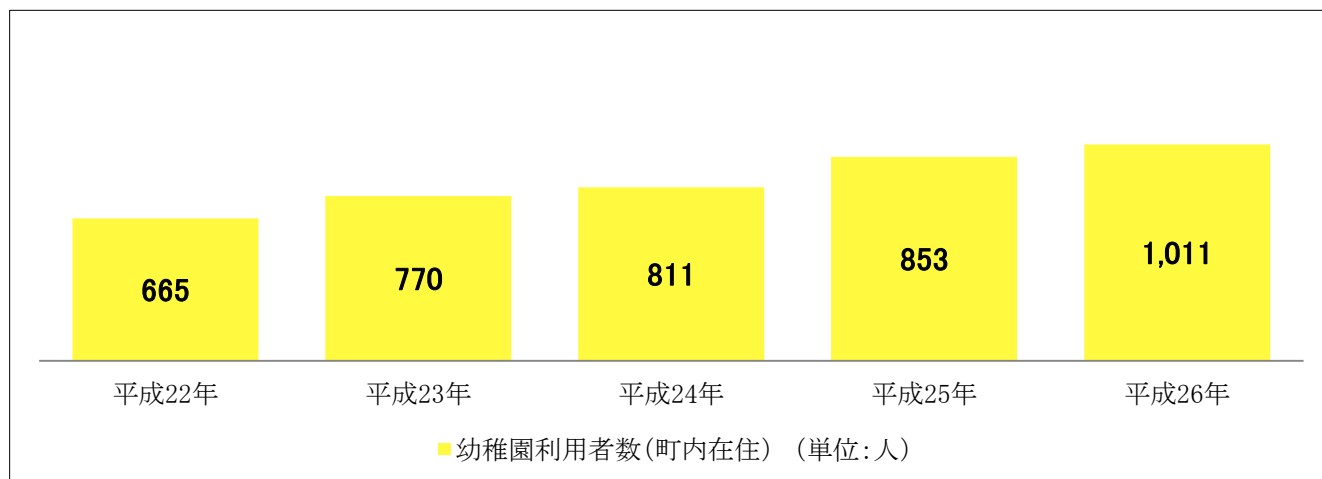


図 11 幼稚園利用者数（町内在住）の推移（５月１日現在）

（資料）新宮町

表 3 幼稚園利用者数（町内在住）の推移（５月１日現在）（人）

施設名	H22	H23	H24	H25	H26	H26 定員数
新宮幼稚園	208	271	284	294	304	340
新宮東幼稚園	212	212	203	204	214	260
立花幼稚園	47	33	34	25	27	80
私立幼稚園*	198	254	290	330	466	－
合計	665	770	811	853	1,011	－

（資料）新宮町

* 上半期時点の就園奨励補助事業申請者数。申請者のみ計上しているため、必ずしも私立幼稚園在園児数と一致しない。

（４）認可保育所における延長保育事業利用者の状況

認可保育所における延長保育事業利用者数の合計は、平成 22 年の 51 人から平成 26 年の 138 人と増加傾向で推移しています（図 12、表 4）。

若い世代の転入による急増に伴い、共働き家庭も増加傾向にあるため、延長保育事業利用者も急増していると考えられます。

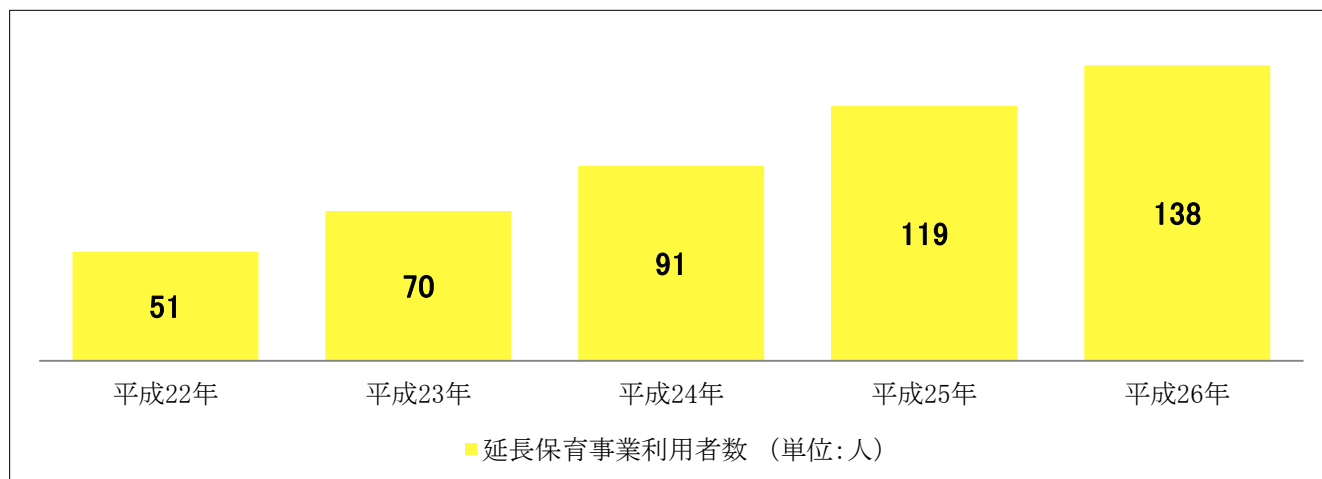


図 12 認可保育所における延長保育事業利用者数の推移（５月１日現在）

（資料）新宮町

表 4 認可保育所における延長保育事業利用者数（５月１日現在）（人）

施設名	H22	H23	H24	H25	H26
暁華保育園	28	22	32	32	29
新宮つばみ保育園（１時間）	19	47	41	46	45
新宮つばみ保育園（２時間）	4	1	3	8	10
新宮杜の宮コスモス保育園	0	0	15	33	39
新宮下府コスモス保育園	0	0	0	0	15
合計	51	70	91	119	138

（資料）新宮町

（５）放課後児童クラブ利用者の状況

放課後児童クラブ利用者数は、平成 22 年の 132 人から平成 26 年の 306 人と増加傾向で推移しています（図 13、表 5）。

なお、平成 24 年度から、入所対象児童が小学 3 年生から小学 4 年生に引き上げられたことにより、高学年の利用が増加しています（表 5）。

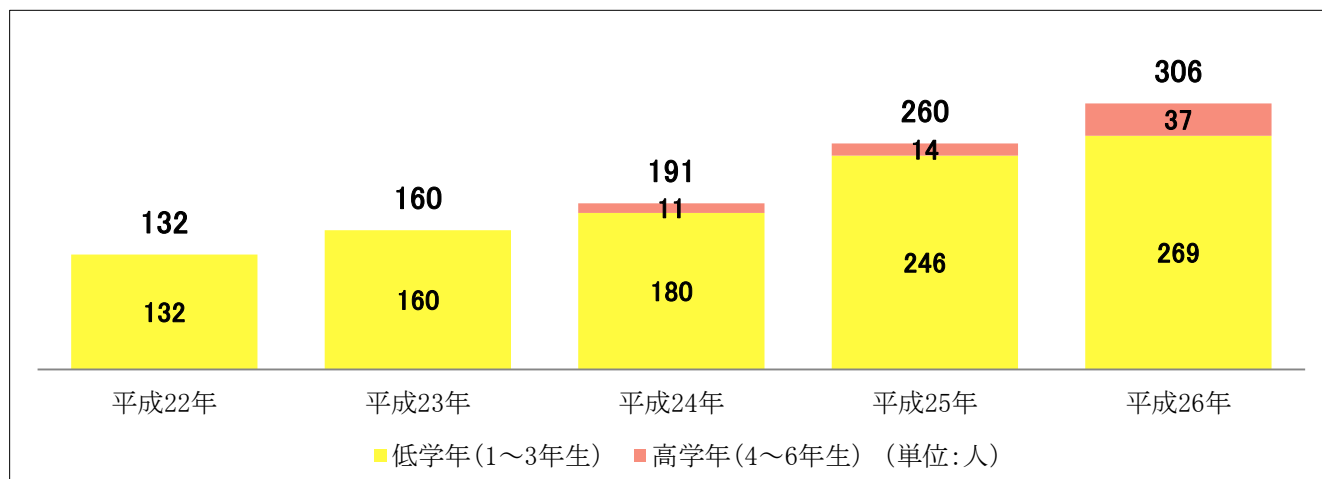


図 13 放課後児童クラブ利用者数の推移（5月1日現在）

（資料）新宮町

表 5 放課後児童クラブ利用者数（5月1日現在）（人）

施設名 上段：1～3年生 下段：4～6年生		H22	H23	H24	H25	H26	H26 定員数
新宮小学校	第 1 クラブ	44	62	52	62	67	60
		0	0	3	0	0	
	第 2 クラブ	0	0	28	61	64	60
		0	0	0	9	0	
	第 3 クラブ	0	0	0	0	18	60
		0	0	0	0	14	
新宮東小学校	第 1 クラブ	66	21	35	44	53	60
		0	0	6	0	0	
	第 2 クラブ	0	62	50	54	53	70
		0	0	0	5	17	
立花小学校学童保育所		22	15	15	25	14	40
		0	0	2	0	6	
合計		132	160	180	246	269	350
		0	0	11	14	37	

（資料）新宮町

第三節 将来人口推計

平成 27 年から平成 31 年までの年少人口の推計値によると、小学生、中学生ともに、年々増加傾向と推計されるものの、未就学児に関しては平成 29 年以降減少するものと推計されています（図 14、表 6）。

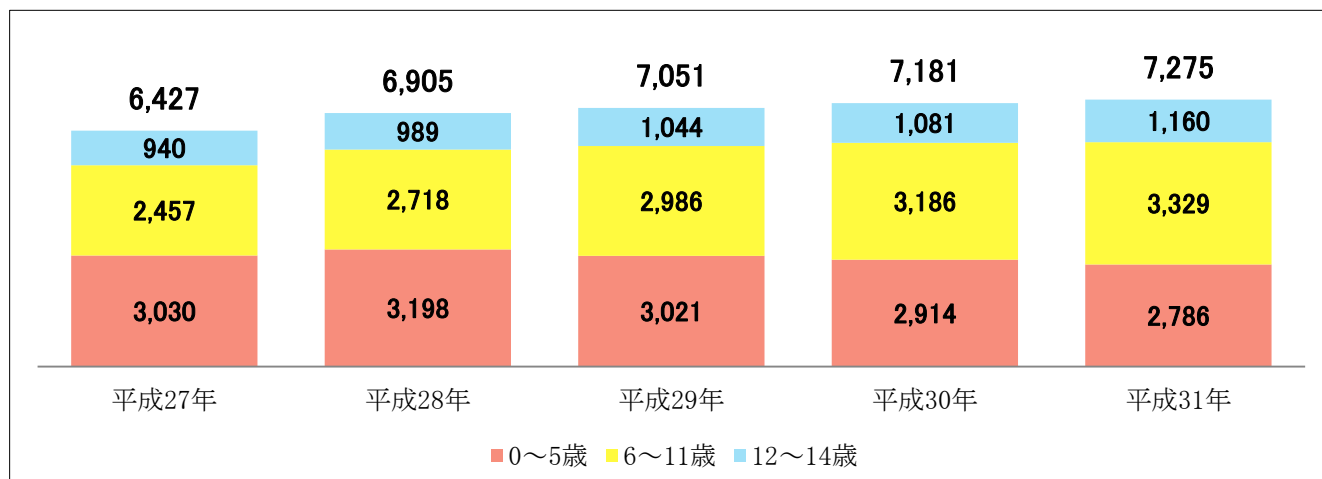


図 14 将来人口推計（中学生以下）

（資料）新宮町

表 6 将来人口推計（中学生以下）（人）

	H27	H28	H29	H30	H31
年少人口（0～14 歳人口）	6,427	6,905	7,051	7,181	7,275
うち未就学児（0～5 歳）	3,030	3,198	3,021	2,914	2,786
うち 0～2 歳	1,406	1,427	1,391	1,361	1,359
うち 3～5 歳	1,624	1,771	1,630	1,553	1,427
うち小学生（6～11 歳）	2,457	2,718	2,986	3,186	3,329
うち 6～8 歳	1,388	1,558	1,721	1,771	1,771
うち 9～11 歳	1,069	1,160	1,265	1,415	1,558
うち中学生（12～14 歳）	940	989	1,044	1,081	1,160

（資料）新宮町

第四節 現状の課題と分析

新宮町の子育て環境やアンケート調査の結果等から、子ども・子育て支援施策の充実に向けて、次の課題が考えられます。

（１）質の高い教育・保育を受けられる環境整備

新宮町の就学前児童数は、子育て世帯の転入やそれに伴う出産年齢人口の増加によって、増加傾向で推移しています。認可保育所の就園率（入所児童数÷定員）は 100%を超えているのに対し、町立幼稚園の就園率は 100%に満たない状況です。現行の制度では、保護者の就労状況等により利用できる施設が限られます。このため、新宮町では、余裕教室のある施設が存在する一方で、待機児童が発生するといった不均衡が生じています。

また、乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。教育・保育施設における集団活動は、多様な仲間関係の構築や自我の発達の一助となっています。しかし、少子化に伴う多子家庭の減少により、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少傾向にあります。

以上から、全ての子どもが質の高い教育・保育を受けることができる環境整備が求められています。

（２）多様な保育ニーズへの対応

アンケート調査の結果から、母親の就労意向は高まりつつあることが分かります。実際、認可保育所の就園率は、増加傾向で推移しています。

新宮町では、認可保育所において、厚生労働省が定める基準の範囲内で定員を超える受入れを行い、さらに、平成 24 年に定員 120 人の認可保育所新設、平成 26 年に定員 120 人及び 27 人の認可保育所新設並びに定員 30 人の分園設置により、受入児童数の拡大を図ってきました。しかし、依然として待機児童が解消されない状況にあり、アンケート調査の自由意見欄には、「働きたくても利用できる施設がない」等の意見がありました。

さらに、新宮町における女性の就労状況は、主に子育てを行っている 30～34 歳で一時的な就労率の低下があります（図 8）。また、アンケート調査の自由意見欄には、「復職時に保育所に入れるのか分からず不安」や「育児休業中も保育所を利用したい」等の意見がありました。

その他の保育サービスに対する期待も高くかつ多様化しており、多様な保育ニーズへの対応が求められています。

（３）妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援を行う環境整備

アンケート調査において、「お子さんをみてもらえる人はいますか。」という設問に対し、「いずれもない」と回答した人は 12.7%でした*。また、「お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。」という設問（複数回答可）に対し、「家族や親族」と回答した人は 95.8%、「友人や知人」と回答した人は 83.2%、「近所の人」と回答した人は 28.4%であったのに対し、「いいえ」と回答した人は 2.7%でした。アンケート調査の自由意見欄には、「たくさんのママと友達になりたい」や「きっかけづくりをしてほしい」等の意見がありました。

近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、転入世帯の増加等により、子育てに不安や悩みを持つ保護者は、増加傾向にあります。

妊娠、出産、子育ての各層に応じた切れ目ない支援を行うためには、子育て家庭の不安感や孤立感を解消し、子どもの健やかな成長と子育てのよろこびを一層感じられる環境を整備することが求められています。

* 「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」63.1%
「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」19.1%
「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」19.0%

地域とともに育む 子どもと新宮の未来

子どもたちは町の大切な宝であり、一人一人の子どもの幸せは地域全体の願いです。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもと保護者の幸せにつながることはもとより、活力ある次代の担い手を育成することでもあり、地域全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

子どもたちの声が地域に響けば、明るい新宮の未来が見えてきます。

新宮町では、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子ども・子育て支援のための施策を質・量ともに充実させ、家庭を中心に地域を構成する全ての人々が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、相互に協働してそれぞれの役割を果たすことで、全ての子どもの健やかな育ちを等しく保障する社会の実現を目指します。

本計画では、前計画の基本理念を継承しつつ、「子どもの最善の利益」の実現ため、保護者が自己肯定感を持ちながら子育てできるよう地域を挙げて子ども・子育てを支援する社会の構築を目指し、各種施策に取り組みます。

第四章 子ども・子育て支援サービス

第一節 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て新制度では、行政が保護者等に提供するサービスは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の二つに大別されます（図 15）。

「子ども・子育て支援給付」は、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行うのに対し、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行います。

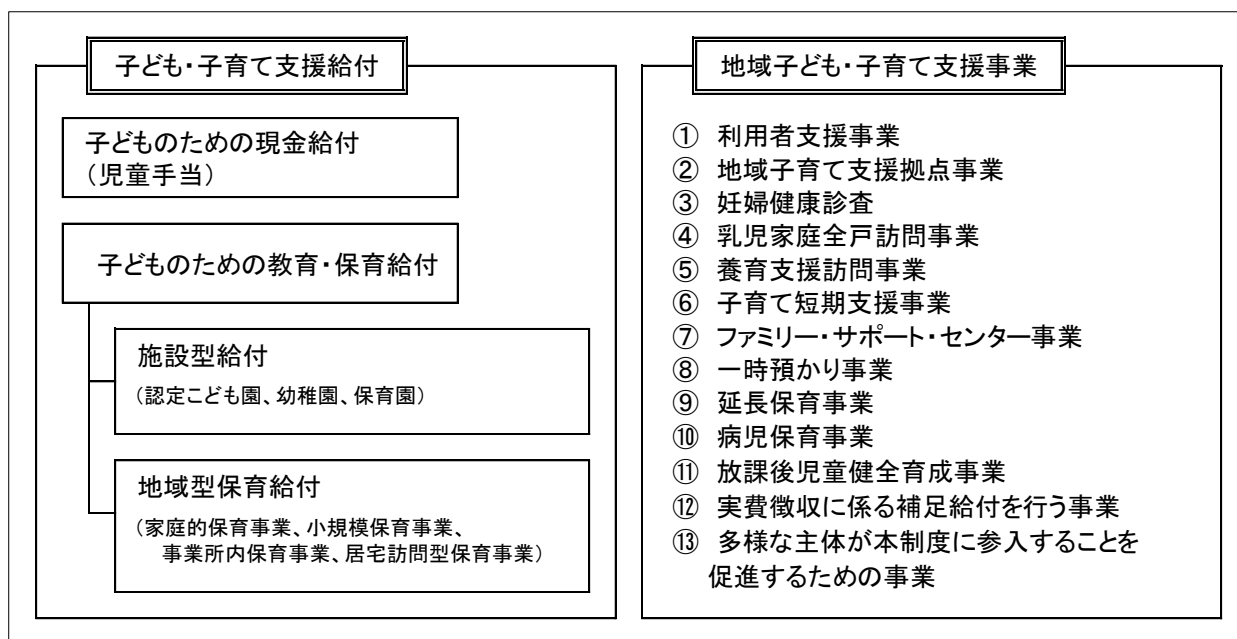


図 15 新制度の全体像イメージ

第二節 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（子ども・子育て支援法第19条）を受ける必要があります。

市町村は、保護者の申請を受け、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ（表7）、それぞれで利用可能な施設や事業が異なります（表8）。

表7 認定区分の類型

認定区分	対象となる子ども
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前の子ども(2号認定を除く)
2号認定 (3歳以上保育認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもで「保育の必要な事由(保護者の就労・疾病等)」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
3号認定 (3歳未満保育認定)	満3歳未満の子どもで「保育の必要な事由(保護者の就労・疾病等)」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

表8 認定区分による施設・事業の利用区分

		1号認定	2号認定	3号認定
施設型	保育所	▲	○	○
	幼稚園	○	▲	×
	認定こども園	○	○	○
地域型	家庭的保育	▲	▲	○
	小規模保育	▲	▲	○
	居宅訪問型保育	▲	▲	○
	事業所内保育	▲	▲	○

○：利用可能、×：利用不可、▲：特例給付による利用

第三節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

(1) 国から示された教育・保育提供区域の考え方

- ア 地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。
- イ 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となること。
- ウ 地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができること。

留意事項 1 事業量の調整単位として適切か

- ・ 児童数や面積の規模
- ・ 区域ごとに事業量の見込みが可能か
- ・ 区域ごとに確保方策を打ち出せるか

留意事項 2 事業の利用実態を反映しているか

- ・ 保護者の移動状況を踏まえているか
- ・ 区域内で事業のあっせんが可能か
- ・ 現在の事業の考え方と合っているか

(2) 新宮町の教育・保育提供区域の設定について

新宮町においては、次の理由から町内全域を 1 つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、子どものための教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

- ア 新宮町の行政面積は、18.91 km²と狭く、また中学校も一校の配置で実施されていることから、町民の生活圏としては分断されていないと考えられるため。
- イ 仮に区域を複数設けた場合、保護者が利用できる施設・事業が周辺にない場合があり（特に立花小学校区や相島小学校区）、区域をまたいで利用する場合は、別途手続き等が生じ、利用者・事業所・行政全てに負担が発生することが考えられるため。

第四節 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと取組の方向性

量の見込みの算出は、児童の推計人口に、ニーズ調査の結果から得られた世帯の働き方やサービスの希望利用率等を乗じる方法によります。

しかし、ニーズ調査の結果に基づき算出した量の見込みは、「将来的な就業希望を利用した算出を行う」、「サービスの利用開始時期が考慮されていない」等の理由により、現状からかい離した数値が算出される場合があります。

そのため、現状からかい離した数値の算出については、現実的な利用希望となっているのかの検証を行った上で、推計人口に実績値を乗じる方法をとりました。

（１）特定保育施設（認定こども園・認可保育所）、特定地域型保育事業

区分	事業概要	施設名
認定こども園	教育・保育を一体的に行い、地域の子育て支援も行う施設	なし
認可保育所	保護者が就労や病気等のため、家庭で保育できない乳幼児を保護者に代わって保育する施設	暁華保育園(私) 新宮つぼみ保育園(私) 新宮杜の宮コスモス保育園(私) 新宮下府コスモス保育園(私) 新宮あおぞら保育園(私)
特定地域型保育事業	保育が必要な原則３歳未満児を少人数預かる事業	なし

【取組の方向性】

子ども・子育て支援新制度に基づく事業へ円滑な移行を推進するとともに、平成 27 年度中に認可保育所（120 人定員）を新設し、迅速かつ着実に拡充を推進していきます。また、保育水準の維持向上、一層の保育内容の充実を図っていきます。

なお、認定こども園及び地域型保育事業については、新たな参入の申請が行われた場合は、需要量と供給量を勘案しながら、事業の実施に向けて検討を進めます。

【量の見込み】

2,3 号認定	H27	H28	H29	H30	H31
A 量の見込み(人)	623	657	618	596	569
2 号認定	349	380	350	334	307
3 号認定(0 歳)	54	56	56	56	56
3 号認定(1・2 歳)	220	221	212	206	206
B 確保提供数(人)	567	687	687	687	687
2 号認定	320	403	403	403	403
3 号認定(0 歳)	56	68	68	68	68
3 号認定(1・2 歳)	191	216	216	216	216
差異(B-A)	△56	30	69	91	118

※量の見込み＝平成 26 年度の利用実績×各年の推計人口

(2) 特定教育施設（認定こども園・幼稚園）

区分	事業概要	施設名
認定こども園 (再掲)	教育・保育を一体的に行い、地域の子育て支援も行う施設	なし
幼稚園	年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を促進するための教育施設	新宮幼稚園(公) 新宮東幼稚園(公) 立花幼稚園(公)

なお、博多東幼稚園(私)については、現在、引き続き現行制度のまま私学助成を受ける園（子ども・子育て支援新制度に入らない）となっています。

【取組の方向性】

幼児教育の質の向上に向け、地域の実情に合わせて各園の特色を活かした教育活動の推進、教育環境や子育て支援の充実を図ります。

なお、既存の幼稚園から認定こども園への移行の申請があった場合には、需要量と供給量を勘案しながら、事業の実施に向けて検討を進めます。

【量の見込み】

1号認定	H27	H28	H29	H30	H31
A 量の見込み(人)	1,147	1,210	1,143	1,103	1,054
B 確保提供数(人)	1,146	1,146	1,146	1,146	1,146
差異(B-A)	△1	△64	3	43	92

※量の見込み＝平成26年度の利用実績×各年の推計人口

第五節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと取組の方向性

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子ども又はその保護者等の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。現在、新宮町では、健康福祉課での対応を行っています。

【取組の方向性】

利用状況等を踏まえ、特設窓口等を設置しての事業展開の実施を視野に入れつつ、引き続き健康福祉課での対応を行います。

（２）地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。現在、新宮町では１か所（かんがるーひろば*）で実施しています。

【取組の方向性】

親子が集い、交流し、学び、成長していく場の一層の充実を図ることで、子育ての負担感や孤立感の解消を目指します。また、関係機関や各種支援団体等と連携を図り、地域を挙げて子ども・子育て支援に取り組みます。

【量の見込み】

児童利用回数	H27	H28	H29	H30	H31
A 量の見込み(人回)	603	612	596	584	583
B 確保提供数(人回)	603	612	596	584	583

※量の見込み＝平成25年度の利用実績×各年の推計人口

【参考】

児童利用回数	H21	H22	H23	H24	H25
利用実績(人回)	0	315	499	503	537

* 実施場所：新宮町社会福祉センター内

開所日等：毎週火曜日から土曜日まで（午前９時３０分から午後３時３０分まで）

対象：原則３歳児までの未就園児

（３）妊婦健康診査（→P.45 再掲）

【事業概要】

妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。現在、新宮町では妊産婦の健康診査にかかる費用を公費で負担する妊産婦健康診査補助金交付事業を実施しています。

【取組の方向性】

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ることで、安全安心な出産ができるよう継続実施します。

【量の見込み】

	H27	H28	H29	H30	H31
A 量の見込み(人回)	4,800	5,000	5,100	5,100	5,100
B 確保提供数(人回)	4,800	5,000	5,100	5,100	5,100

※量の見込み＝出生数、平成25年度の利用実績及び各年の推計人口を勘案し算出

【参考】

	H22	H23	H24	H25
実施回数(人回)	2,829	3,911	4,253	4,433

（４）乳児家庭全戸訪問事業（→P.51 再掲）

【事業概要】

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、①子育てに関する情報提供、②乳児と保護者の心身状態、養育環境の把握、③育児についての相談対応、支援を行う事業です。支援の必要性が認められる家庭に対しては、再訪問や養育支援訪問事業をはじめとしたサービスの提供を行っています。現在、新宮町では助産師又は保健師が生後２か月頃の乳児家庭を訪問しています。

【取組の方向性】

乳児の心身状態を確認するとともに、保護者の育児不安や孤独感の軽減を図っていくため、訪問体制の充実を図りながら、継続実施します。

【量の見込み】

	H27	H28	H29	H30	H31
訪問数（件）	412	431	431	430	429
実施率（％）	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0

※量の見込み＝実績を勘案し設定

【参考】

	H21	H22	H23	H24	H25
訪問数（件）	310	336	336	353	354
実施率（％）	98.1	97.1	96.0	92.7	93.4

（５）養育支援訪問事業

【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業等を通じ、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【取組の方向性】

養育支援が特に必要な家庭を早期発見し、支援することにより、適切な養育の実施の確保を図ります。

【量の見込み】

	H27	H28	H29	H30	H31
延べ訪問数(件)	10	10	10	10	10

※量の見込み＝実績を勘案し設定

【参考】

	H21	H22	H23	H24	H25
延べ訪問数(件)	20	25	41	14	14

（６）子育て短期支援事業

【事業概要】

様々な理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的とした事業です。現在、新宮町では２か所（若葉荘（久山町）、福岡乳児院（福岡市博多区））で実施しています。

【取組の方向性】

利用者が利用しやすいサービスの提供方法を検討しながら、継続実施します。

【量の見込み】

	H27	H28	H29	H30	H31
延べ利用回数（人回）	3	3	3	3	3

※量の見込み＝ニーズ調査による利用希望がないため、実績を勘案し設定

【参考】

	H21	H22	H23	H24	H25
延べ利用回数（人回）	0	0	3	0	1

（７）ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

児童の預かり等の援助を受けたい人と、当該援助を行うことを希望する人が会員となり育児等について助け合う会員組織で、町が相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。現在、新宮町での実施はありません。

【取組の方向性】

アンケート調査による利用の希望が多かったことから、平成 27 年度中の事業開始を目指し、実施体制を整備します。また、積極的な P R による事業内容の周知と支援者の募集によって、どの地域においても利用しやすい環境を整備します。

【量の見込み】

延べ利用回数（人回）	H27	H28	H29	H30	H31
就学児	191	210	230	249	264
未就学児	100	210	220	230	240

※量の見込み＝ニーズ調査の結果（希望利用率等）×各年の推計人口

（８－１）一時預かり事業（幼稚園型）

【事業概要】

保護者の子育てを支援するため、通常教育時間の前後や長期休業期間中等に、幼稚園等が主に園児を一時的に預かる事業です。

現在、新宮町では地域子ども・子育て支援事業としての「一時預かり事業」の実施はありませんが、博多東幼稚園では私学助成による「預かり保育*」を実施しています。

【取組の方向性】

ニーズ調査による利用の希望があることから、事業の実施に向けて検討を進めます。

【量の見込み】

延べ利用回数（人回）	H27	H28	H29	H30	H31
幼稚園における在園児	16,563	17,473	16,505	15,928	15,220

※量の見込み＝平成25年度の推定利用実績(14,729人日)、ニーズ調査の結果(利用意向日数)及び各年の推計人口を勘案し設定

* 現行制度のまま私学助成を受ける園（子ども・子育て支援新制度に入らない）は、私学助成による預かり保育を原則とするが、私学助成に代えて、市町村が一時預かり事業を委託することも可能。

（８－２）一時預かり事業（幼稚園型以外）

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

現在、新宮町では地域子ども・子育て支援事業としての「一時預かり事業」の実施はありませんが、類する事業として一時保育事業*を３か所（暁華保育園、新宮つばみ保育園、新宮あおぞら保育園）で実施しています。

【取組の方向性】

今後も継続して一時保育事業による事業展開を行います。

【量の見込み】

延べ利用回数（人回）	H27	H28	H29	H30	H31
保育所等における在園児以外	240	240	240	240	240

※量の見込み＝実績及び各年の推計人口を勘案し算出

【参考】

延べ利用回数（人回）	H21	H22	H23	H24	H25
一時保育事業利用実績	110	175	102	82	106

* 補助事業としての「一時預かり事業」は専任保育士の配置が必要とされるのに対し、町単独事業の「一時保育事業」は、専任保育士の配置を必要としない。

対象：生後７か月から就学前の児童まで

利用料金：３歳以上児…１時間 ５００円、３歳未満児…１時間 ６００円

（９）延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。現在、新宮町では、５か所（暁華保育園、新宮つばみ保育園、新宮杜の宮コスモス保育園、新宮下府コスモス保育園、新宮あおぞら保育園）で実施しています。

【取組の方向性】

保護者の就労形態の多様化に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所の整備等に合わせて実施することで、着実に拡充を図っていきます。

【量の見込み】

	H27	H28	H29	H30	H31
利用児童数(人)	166	175	165	159	152

※量の見込み＝ニーズ調査の結果（希望利用率等）×各年の推計人口

【参考】

	H21	H22	H23	H24	H25
利用児童数(人)	67	35	47	139	109

(10) 病児保育事業

【事業概要】

病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。現在、新宮町での病児保育の実施はありませんが、病後児保育事業*を古賀市と共同で実施しています。

【取組の方向性】

今後も病後児保育事業を行いつつ、アンケート調査の結果から要望の多かった病児保育事業の実施に向けて検討を進めます。

【量の見込み】

	H27	H28	H29	H30	H31
利用回数(人回)	20	20	20	20	20

※量の見込み＝実績を勘案し設定

【参考】

	H21	H22	H23	H24	H25
利用回数(人回)	20	21	18	2	7

* 実施施設：おひさまルーム(古賀市美明二丁目2番1号鹿部保育所内)
対象：生後6か月から小学校3年生までの児童
利用料金：最高2,500円／日(世帯の課税状況等により異なる。)

（11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【取組の方向性】

平成 28 年度の新設小学校の設置に伴い、放課後児童クラブを 1 か所（3 クラブ）増設することで、120 人の確保提供数の増員を図ります。

また、新設小学校の設置や児童数の減少に伴い余裕教室が発生した場合は、地域の実情やニーズに応じて、「放課後子供教室」としての活用や、放課後児童クラブや生涯学習のための「社会教育施設」としての転用を検討します。

【量の見込み】

	H27	H28	H29	H30	H31
A 量の見込み(人)	343	384	423	440	445
低学年(1～3 年)	305	342	378	389	389
高学年(4～6 年)	38	42	45	51	56
B 確保提供数(人)	375	470	470	470	470
差異(B－A)	32	86	47	30	25

※量の見込み＝ニーズ調査の結果（希望利用率等）×各年の推計人口

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業で、現在、新宮町での実施はありません。

【取組の方向性】

国の動向に応じて、必要に応じて事業の実施に向けて検討を進めます。

（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業で、現在、新宮町での実施はありません。

【取組の方向性】

人口動態や事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業の実施に向けて検討を進めます。

第六節 子ども・子育て支援給付に係る

教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及及び推進

認定こども園への移行や新たな参入の申請が行われた場合は、需要量と供給量を勘案しながら、適切な対応を行います。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進

保育所における教育機能の充実を図るとともに、就学への円滑な移行を支援し、質の高い幼児教育と保育の一体的な提供を推進します。

(3) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進

幼稚園・保育所及び小学校職員の共通理解を図り、一貫して指導を推進するほか、職員の交流等を通じて、幼稚園・保育所と小学校との連携を推進します。

第七節 関連施策の展開

(1) 産後の休業及び育児休業後における

特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業満了時（原則満1歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時に利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、必要な支援を行います。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する

都道府県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭等の自立支援の推進、障がい児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携を行い、各種施策を実施します。

① 児童虐待防止対策の充実

- 関係機関との連携及び相談体制の強化に努めます。
- 発生予防、早期発見、早期対応ができる体制づくりに努めます。
- 社会的養護施策との連携を図ります。

② ひとり親家庭の自立支援の推進

- 各種事業の利用に際して、特別な配慮等を実施します。
- 子育て・生活支援、就業支援及び経済的支援等総合的な自立支援策を推進します。

③ 障がい児施策の充実等

- 障がい児等特別な支援が必要な子どもの健全な育成に努めます。
- 障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばすために必要な支援に努めます（自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害を含む）。

第五章 母と子の健康づくり

第一節 すこやか親子しんぐう（第3期母子保健計画）の評価・検証

（1）基本理念と取組

第3期母子保健計画では、「規則正しい生活習慣とリズムでこころと身体が健やかに育つ子ども」の基本理念の下に、生活習慣（食事・睡眠・遊び）とリズム、保護者の意識・知識・行動に重点を置いた目標を設定することで、子育て状況に応じた施策に取り組んできました。

（2）第3期母子保健計画の施策概要

- ① 生活習慣・リズムの大切さを知ってもらう
- ② 生活習慣・リズムを振り返ってもらう
- ③ 生活習慣・リズム改善の行動を起こしてもらう
- ④ 地域の中で子育てを支え合う輪を広げる
- ⑤ 子どもの健やかな育ちについて話し合う場を持つ

（3）評価等

評価指標及び目標値は、「子ども」と「保護者」の視点で設定しています。評価は、計画期間中の3歳児健診時に行った調査から実績値を算出しました。得られた実績値と目標値を比較し、達成度に応じて評価を行いました。

【子どもの目標値（％）】

評価指標		H20	H21	H22	H23	H24
1日3食食べている	目標値	80.0	82.0	85.0	87.0	90.0
	実績値	91.8	97.2	97.7	97.5	96.1
主食、主菜、副菜のバランスのとれた食事を食べている	目標値	50.0	55.0	60.0	65.0	70.0
	実績値	63.9	73.9	76.5	77.1	75.7
規則正しい時間に食事や間食を食べている	目標値	50.0	55.0	60.0	65.0	70.0
	実績値	86.9	88.4	88.1	91.1	88.4
食事づくりや準備のお手伝いをしている	目標値	40.0	47.0	55.0	62.0	70.0
	実績値	57.4	60.6	60.6	55.7	57.7
21時までに寝ている	目標値	50.0	55.0	60.0	65.0	70.0
	実績値	60.7	59.9	56.8	64.0	55.2
7時までに起きている	目標値	50.0	55.0	60.0	65.0	70.0
	実績値	50.8	59.2	60.6	64.6	62.6
昼寝は15時半までにやめている	目標値	60.0	65.0	70.0	75.0	80.0
	実績値	72.1	70.1	67.1	74.2	67.1
外遊びで身体をしっかりと動かして遊んでいる	目標値	50.0	55.0	60.0	65.0	70.0
	実績値	68.9	83.1	80.6	85.7	80.4
親子でふれ合う遊びをしている	目標値	60.0	65.0	70.0	75.0	80.0
	実績値	86.9	85.6	85.5	86.9	85.9
育児仲間（同年代・異年齢）や地域の人と交流を持って遊んでいる	目標値	50.0	55.0	60.0	65.0	70.0
	実績値	72.1	77.1	84.2	83.1	76.0
絵本の読み聞かせをしてもらっている	目標値	30.0	40.0	50.0	60.0	70.0
	実績値	78.7	74.6	72.9	76.1	74.6
メディア（TV、DVD等）の視聴時間は1日2時間までである	目標値	50.0	55.0	60.0	65.0	70.0
	実績値	70.5	60.6	59.7	63.1	65.4
食事中はメディアを消している	目標値	60.0	65.0	70.0	75.0	80.0
	実績値	54.1	52.8	54.8	59.9	54.4
寝る30分前はメディアを見ないようにしている	目標値	60.0	65.0	70.0	75.0	80.0
	実績値	55.7	53.2	54.8	57.0	51.9

【保護者の目標値（％）】

評価指標		H20	H21	H22	H23	H24
1日3食規則正しく、バランスよく食べることの利点について知っている	目標値	60.0	65.0	70.0	75.0	80.0
	実績値	88.5	83.8	85.6	90.4	88.1
栄養バランスの良い献立を立てることができている	目標値	40.0	47.0	55.0	62.0	70.0
	実績値	67.2	72.5	68.5	74.8	74.0
料理を調理することができている	目標値	50.0	55.0	60.0	65.0	70.0
	実績値	95.1	93.3	94.4	92.4	94.2
早寝早起きの利点について知っている	目標値	60.0	65.0	70.0	75.0	80.0
	実績値	95.1	93.0	93.1	94.3	94.5
身体を使ってしっかり遊ぶことの利点について知っている	目標値	60.0	65.0	70.0	75.0	80.0
	実績値	93.4	93.0	93.4	97.8	93.6
親子でふれ合って遊ぶことの利点について知っている	目標値	60.0	65.0	70.0	75.0	80.0
	実績値	95.1	91.9	93.4	93.9	92.5
育児仲間や地域の人と交流を持って遊んだり、子育てをすることの利点について知っている	目標値	40.0	50.0	60.0	70.0	80.0
	実績値	90.2	88.0	89.5	90.4	89.0
絵本の読み聞かせの利点について知っている	目標値	40.0	50.0	60.0	70.0	80.0
	実績値	86.9	86.3	90.2	88.2	88.1
テレビやDVDなどメディアが子どもに与える影響について知っている	目標値	40.0	45.0	50.0	55.0	60.0
	実績値	75.4	79.2	80.3	80.6	80.1
体験や実習ができる教室や催しに参加したことがある	目標値	40.0	45.0	50.0	55.0	60.0
	実績値	39.3	40.8	40.0	32.2	36.2
保護者自身も1日3食食べている	目標値	70.0	72.0	75.0	77.0	80.0
	実績値	88.5	89.1	89.5	87.6	91.2
保護者自身がメディア（TV、DVD等）を1日中つけっぱなしにしていない	目標値	60.0	62.0	65.0	67.0	70.0
	実績値	67.2	64.8	65.6	58.9	58.3
家族（配偶者、祖父母、親戚）に相談できている	目標値	80.0	82.0	85.0	87.0	90.0
	実績値	93.4	96.5	93.1	93.9	94.8
家族（配偶者、祖父母、親戚）以外に相談できている	目標値	40.0	45.0	50.0	55.0	60.0
	実績値	80.3	84.9	87.5	87.9	85.9
行政の相談対応に満足できている	目標値	40.0	45.0	50.0	55.0	60.0
	実績値	52.5	49.6	57.0	62.1	66.0

第二節 安心できる妊娠・出産に関する現状と取組の方向性

第4期母子保健計画においては、第3期母子保健計画に引き続き、「規則正しい生活習慣とリズムでこころと身体が健やかに育つ子ども」を基本理念に、「母と子の健康づくり」に重点をおいた施策の展開を行います。

(1) 母子健康手帳交付

【事業概要】

母と子の健康管理に活用する事を目的に、役場及びシーオーレ新宮にて母子健康手帳を交付しています。交付時には、体調や悩みの把握及び母子保健に関する各種制度の情報提供を行っています。平成19年度からは、交付時にアンケート調査を行い、望まれた妊娠であるか、家族に相談できる状況であるか、身体的・精神的・経済的な心配があるか等の育児困難状況の早期把握に努めています。

また、妊娠後速やかに届け出て、手帳の交付を受ける事の必要性の周知を行っています。

【取組の方向性】

子育て世代の増加に伴い、今後も交付者数の増加が見込まれます。事業内容の充実を図りながら、継続実施します。

【参考】

母子健康手帳交付状況	H21	H22	H23	H24	H25
交付者数(人)	370	380	379	404	433
11週未満交付者数(人)	311	307	314	337	361
11週未満交付者割合(%)	84.1	80.8	82.8	83.4	83.4

（２）妊婦健康診査（→P. 28 再掲）

【事業概要】

母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票兼補助券（14 回分）を交付しています（平成 19 年度までは 2 回分、平成 20 年度は 5 回分、平成 21 年度以降は 14 回分）。

妊婦一般健康診査費用を公費負担することで、妊娠中の母子の健康管理の支援を行っています。また、医療機関から報告があった妊婦健診の結果については、必要に応じて保健指導や相談等の支援を行っています。

【取組の方向性】

事業内容の充実を図りながら、継続実施します。

【参考】

各回の検査項目と受診者数		H22	H23	H24	H25
1 回目	基本健診・妊娠初期血液検査	322	330	340	380
2 回目	基本健診	300	321	341	369
3 回目	基本健診	269	326	334	343
4 回目	基本健診	247	317	328	341
5 回目	基本健診	248	313	306	327
6 回目	基本健診・貧血検査	207	321	331	352
7 回目	基本健診・クラミジア検査	215	299	407	377
8 回目	基本健診・貧血検査	228	333	362	378
9 回目	超音波検査・血糖検査	191	319	296	305
10 回目	基本健診	162	283	379	360
11 回目	基本健診・B 群溶血性インフルエンザ球菌検査	115	221	251	273
12 回目	基本健診	222	311	350	371
13 回目	基本健診・超音波検査	70	149	156	183
14 回目	基本健診	33	68	72	74

妊婦健康診査の実施に当たっては、国の指針による各回の受診週数の目安を参考にしながら、かかりつけの産婦人科と本人でどの回の補助券を使うかを相談の上決定します。

14 回すべての検査を実施する前に出産に至る人が大半であるため、後半の基本健診のみの受診者数は、他回と比較すると少ない傾向にあります。

（３）マタニティスクール・パパママ教室

【事業概要】

妊婦とその家族に対して、妊娠、出産及び子育てについての知識の普及、情報提供、実習・体験及び同じ時期に子どもを生み育てる人同士が会う場となるための教室を開催しています。

教室の内容は、教室実施後のアンケート、医療機関での妊婦教室の内容及び社会動向等を考慮しながら、実情に合わせて適宜見直しを行っています。

また、教室の周知は、町の広報誌やホームページへの掲載、母子健康手帳交付時の情報提供等により行っています。

① マタニティスクール（毎月１回開催）

- 妊娠中や産後の食事について（調理実習）
- 赤ちゃんに必要な栄養や離乳食について（調理実習）
- 妊娠中の生活や出産について（リラックス法実習）
- 赤ちゃんのいる生活や子育てについて（沐浴実習）

② パパママ教室（年３回開催）

- 二人で楽しむ子育てについて（父親の妊婦体験・沐浴実習）

【取組の方向性】

対象者が転出入の多い世代であることから、対象者の特性や社会動向を考慮し、事業内容の充実を図りながら継続実施します。

【参考】

延べ参加者数(人)	H21	H22	H23	H24	H25
マタニティスクール	82	85	87	93	78
パパママ教室	49	46	63	73	84

第三節 疾病予防と健康づくりに関する現状と取組の方向性

(1) 乳幼児健康診査

【事業概要】

4 か月児、7 か月児、1 歳半児、3 歳児に対し、健康診査及び相談を実施し、乳幼児の発育や発達状態、子育ての状況を把握することで、疾病や育児困難状況の早期発見に努めています。

健診結果に応じて、専門機関を紹介し連携を図ったり、定期的に状況を把握したりする等の支援を行っています。また、個別の相談に対し、月齢や発達状況に応じた情報提供や適切な支援を行っています。

乳幼児健康診査の周知は、町広報やホームページへの掲載、対象者への個人通知により行っています。未受診者へは、電話等で受診を勧奨しています。

【取組の方向性】

対象児童数の増加に柔軟に対応し、事業を円滑に継続実施できるよう努めます。また、乳幼児健康診査に携わるスタッフの技術向上を図る研修を充実させることで、よりきめ細かい対応ができるよう努めます。

【参考】

各健診・相談受診状況		H21	H22	H23	H24	H25
4 か 月	対象者数(人)	293	341	366	390	394
	受診者数(人)	286	332	359	374	378
	受診率(%)	97.6	97.4	98.1	95.9	95.9
7 か 月	対象者数(人)	296	323	388	370	384
	受診者数(人)	283	312	374	357	364
	受診率(%)	95.6	96.6	96.4	96.5	94.8
1 歳 半	対象者数(人)	300	313	350	416	417
	受診者数(人)	284	294	337	396	393
	受診率(%)	94.7	93.9	96.3	95.2	94.2
3 歳	対象者数(人)	311	339	343	392	469
	受診者数(人)	292	320	327	376	441
	受診率(%)	93.9	94.4	95.3	95.9	94.0

（２）歯の健康づくり

【事業概要】

母子健康手帳交付時や、マタニティスクール等で乳幼児の歯の健康についての情報提供を行っています。さらに、母子健康手帳交付時及び乳幼児健康診査時等に、粕屋歯科医師会が取り組む「妊産婦・乳児（１歳未満）歯科健診・指導相談事業」を紹介し、歯の健康づくりに取り組むことの大切さを伝えています。あわせて、町内歯科医院の紹介、かかりつけ歯科医を持つことを推奨しています。

また、７か月児相談、１歳半児健診、３歳児健診時の歯科医師の診察内容をもとに、歯科衛生士による指導（虫歯予防やおやつの選び方、ブラッシング指導等）を行っています。

【取組の方向性】

事業内容の充実を図りながら、継続実施します。

【参考】

	受診者数に対する「う歯保有者」の割合（％）	
	１歳半児健診時	３歳児健診時
H19	3.37	21.35
H20	4.17	18.75
H21	1.06	17.12
H22	2.04	19.06
H23	0.89	14.98
H24	1.26	12.77
H25	1.01	8.00

う歯保有者の割合は、年々減少傾向にあります。特に、３歳児健診に注目すると、平成 19 年度の 21.35％から平成 25 年度の 8.00％へと大幅に減少していることが分かります。

粕屋歯科医師会とともに、町でも早期からの予防歯科に対する啓発を行い、「予防」の視点で取り組んできた成果が表れていると推察されます。

（３）乳幼児相談

【事業概要】

保健師、助産師及び栄養士による乳幼児相談を月２回行っています（希望者のみ）。また、訪問等による個別相談にも応じています。子育てに不安を抱える保護者の相談だけでなく、乳幼児健診等で経過観察が必要とされた子どものフォローの場としても活用しています。

乳幼児相談の周知は、町の広報誌、母子健康手帳交付時、マタニティスクール及び乳幼児健康診査時等に行っています。

【取組の方向性】

近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、転入世帯の増加等により、子育てに不安や悩みを持つ保護者は、増加傾向にあります。気軽に相談できる場として、より一層の充実を図りながら継続実施します。

【参考】

	H21	H22	H23	H24	H25
利用者数(人)	339	386	369	418	429
開催回数(回)	24	23	24	24	24
平均利用者数(人)	14.1	16.7	15.3	17.4	17.8

（４）食生活指導・生活習慣指導

【事業概要】

妊産婦や乳幼児の食事・栄養について、知識や技術の習得を支援するために、マタニティスクールやビギナーズクッキング教室*を開催しています。

乳幼児健康診査時等に月齢や個々の状況に応じた食生活・生活習慣に関する情報提供を行うとともに、電話等による個別相談にも応じています。

食生活指導・生活習慣指導の周知は、町の広報誌、母子健康手帳交付時等に行っています。

【取組の方向性】

ライフスタイルの多様化により、食生活・生活習慣も多様化しています。個々の状況に応じた食生活・生活習慣を保護者と一緒に考え、改善する等の支援が必要とされています。

町の特色でもある体験型の教室を継続し、多様化する相談等に対応可能な体制を整えるとともに、スタッフの質の向上にも努めながら継続実施します。

* 新婚や初産婦等の料理初心者や、乳幼児健診・相談事業でフォローを要する人を対象に、だしのとり方や調理の工夫等、料理の基礎を学ぶ教室。後に離乳食づくりや乳幼児の食事づくり、さらには成人の健康を考えた食事作りにも役立てられる様、調理技術の向上を目指す事も目的としている。

（５）乳児家庭全戸訪問事業（→P. 29 再掲）

【事業概要】

母親の産後の育児不安軽減を図るため、助産師や保健師が生後４か月までの子どもの家庭を全戸訪問しています。また、必要に応じて、継続訪問や個別相談等を行っています。

訪問時には、予防接種、乳幼児健康診査等、各種教室の情報提供を行い、保護者からの相談にも応じます。

平成１９年度から「産後うつアンケート」を実施し、産後の精神状態や育児困難度を把握し、定期的な訪問・面接の実施、早期支援・介入に努めています。また、母子保健事業に従事するスタッフの技術向上や面接技術の向上を図るための研修の充実を図っています。

【取組の方向性】

近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、転入世帯の増加等により、身近に相談者・支援者がいない家庭が増加傾向にあります。子育ての孤立を未然に防止するために、早期支援・介入ができる体制整備と事業内容の充実を図りつつ、継続実施します。

【参考】

	H21	H22	H23	H24	H25
対象者数(人)	323	360	351	381	383
訪問児数(人)	310	337	336	353	354
実施率(%)	96.0	93.6	95.7	92.7	92.4

（６）予防接種

【事業概要】

予防接種は、計画的な定期予防接種化について国で審議されており、新宮町は国の指針に従って実施しています。

予防接種の周知は、母子健康手帳交付時、乳児家庭全戸訪問時、乳幼児健康診査時等に行い、また、別途個別相談にも対応しています。

平成 26 年 10 月から「水痘」が定期予防接種に追加され、今後も定期予防接種として実施される予防接種が増える事が予想されています。予防接種法の改正等により、制度が変更になる場合は、町の広報誌や個別通知により、周知徹底を計っています。

なお、個人の予防接種歴を正確に把握するため、電子媒体による個人台帳の整備や転入者向けの任意の接種歴報告の提出を推進しています。

【今後の方向性】

保護者と乳幼児にとって、安全で正確な定期予防接種が提供できるよう関係機関と連携しながら継続実施します。

【参考】

予防接種状況（延べ人数）	H21	H22	H23	H24	H25
BCG	291	360	349	349	301
ポリオ	524	544	627	1,514*	619
四種混合（百日咳、破傷風、ジフテリア、不活化ポリオ）	－	－	－	326	1,235
三種混合（百日咳、破傷風、ジフテリア）	1,152	1,381	1,485	1,210	416
二種混合（破傷風、ジフテリア）	64	101	130	132	118
麻しん風しん混合	993	1,021	1,138	1,210	774
日本脳炎	8,250	8,250	8,504	8,911	9,258
ヒブ	－	－	－	－	1,859
小児用肺炎球菌	－	－	－	－	1,837
子宮頸がん	－	－	－	－	63
不可予診	74	40	54	58	41

* 平成 24 年度の不活化ポリオワクチンの導入に当たり、平成 23 年度に生ワクチンの接種を意図的に受けず、平成 24 年度まで接種を控えていた人が多かったため、平成 24 年度の予防接種状況（延べ人数）が多くなっている。

（７）新宮町子ども発達支援センター

【事業概要】

平成 24 年から「新宮町子ども発達支援センター」を開設し、単に通所型の施設としてではなく、発達に関する総合支援を行う機関として重要な役割を担っています。また、各個人が集団等での生活を円滑に行えるよう、医療機関や療育機関、幼稚園・保育所・小学校とも連携を図りながら、包括的な支援を行っています。

あわせて、言語聴覚士と保育士による「ことばの教室」をボランティアセンターにて実施し、個人の状況に応じたきめ細やかな指導を行っています。

乳幼児健康診査時等で発達発育状況を把握し、必要に応じて「すくすくひろば（乳幼児健康診査後のフォロー教室）」を案内したり、「ことばの教室」及び専門機関について情報提供したりする等、早期に適切な療育が受けられるように支援しています。また、発達状況に不安を感じている保護者に対し、相談窓口の情報提供を行っています。

【今後の方向性】

発達発育に関する相談は、年々増加傾向にあります。

人口増加に伴い、通所療育児童数も急増し、療育場所の不足及び保育士等の専門職不足が緊急の課題となっています。

通所療育児童数の増加に対応し、より質の高い療育を提供できる実施体制の検討を行います。

【参考】

	H21	H22	H23	H24	H25
通所療育児童数(人)	37	53	74	87	98

第六章 計画の推進体制

第一節 市町村等の責務

子ども・子育て支援法では、「市町村の責務」として次の3点について定め、「量の確保」と「質の改善」等に取り組む必要があるとしています。同様に「事業主の責務」や「国民の責務」についても定めています。

(1) 市町村の責務

- 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
- 子ども及びその保護者が確実に子ども・子育て支援給付を受け又は地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用するために必要な援助を行い、関係機関との連絡調整等便宜の提供を行うこと。
- 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、保護者の選択に基づき、様々な施設等から、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保すること。

(2) 事業主の責務

- 雇用する労働者に係る様々な労働条件の整備や、労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるようにするために必要な雇用環境の整備等を行うことにより、雇用している労働者の子育て支援に努めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

(3) 国民の責務

- 子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

第二節 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人一人が、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、県や町はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、医療機関、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

（１）行政の役割

新宮町は、子育て支援の実施主体という重要な役割を担い、本計画に基づく全ての事項を総合的かつ計画的に推進します。

また、子どもと保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるような必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう提供体制の確保に努めます。

（２）家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を有することを認識する必要があります。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが求められます。

また、家庭において、特定の人だけが子育ての役割を担うことのないように、家族で協力して子育てを行うことが重要です。

（３）地域社会の役割

子どもは、地域社会の中で社会性を身につけて成長していきます。このため、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、全ての子どもが地域の人々との交流を通して健全に成長できるようサポートする必要があります。

また、地域社会には、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう声掛けを行ったり、サポートしたりすることが求められます。

（４）企業・職場等の役割

企業・職場等は、働いている全ての人が仕事と生活の時間のバランスがとれた多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別等による役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境を整備する必要があります。働いている全ての人がこの認識を共有することも重要です。

さらに、企業・職場等は、社会貢献の一環として、地域活動に参画することも求められます。

（５）各種団体の役割

家庭や地域や行政、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、保育所、幼稚園、学校、企業等と連携し、互いに高め合いながら子どもの健全な成長を支援することが求められます。

第三節 計画の推進に向けた3つの連携

本計画の実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

(1) 新宮町における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うに当たり、教育・保育施設、地域型保育事業者、その他の子ども・子育て支援を行う者と相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めます。

また、関係機関等との情報共有を図りながら、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と支援を行います。

(2) 近隣市町との連携と協働

地域の資源を有効に活用しつつ、町民に希望するサービスを提供できるよう、近隣市町と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりや広域的取組を推進します。

特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業等、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行います。

(3) 国・県との連携、関係部局間の連携と協働

近隣市町間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国や県と連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、関係部局間と連携し、円滑な事務の実施に向けた体制を整備します。

資料編

1 計画策定の経緯

期 日	内 容
平成 25 年 7 月 31 日	第 1 回 新宮町子ども・子育て会議
平成 25 年 9 月 13 日	第 2 回 新宮町子ども・子育て会議
平成 25 年 11 月 8 日 ～29 日	「子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査」実施
平成 26 年 3 月 19 日	第 3 回 新宮町子ども・子育て会議
平成 26 年 6 月 19 日	第 4 回 新宮町子ども・子育て会議
平成 26 年 7 月 28 日	第 5 回 新宮町子ども・子育て会議
平成 26 年 10 月 2 日	第 6 回 新宮町子ども・子育て会議
平成 26 年 10 月 30 日 ～11 月 30 日	「子ども・子育て支援事業計画(素案)」に対するパブリックコメント実施
平成 27 年 1 月 14 日	第 7 回 新宮町子ども・子育て会議

2 新宮町子ども・子育て会議条例

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、新宮町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- （1）子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- （2）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （3）法第6条第2項に規定する保護者
- （4）前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（議長及び副議長）

第5条 子ども・子育て会議に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。

3 議長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議は、議長が召集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議

長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第7条 議長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、議長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

3 新宮町子ども・子育て会議委員名簿

(任期:平成25年7月31日から平成27年7月30日まで)

役職	選出区分	氏名	
会長	新宮町福祉委員会	東 育子	
副会長	認可保育所園長代表	松崎 静俊	
委員	粕屋医師会	吉岡 玲子	
委員	粕屋歯科医師会	梶原 浩	
委員	町立幼稚園園長代表	萩尾 廣行 ^{※1}	大庭 多美枝 ^{※2}
委員	小学校校長代表	原田 安紀 ^{※1}	白水 明 ^{※2}
委員	保育所保護者代表	森山 誠 ^{※1}	森 隆輔 ^{※2}
委員	幼稚園保護者代表	佐野 あゆみ ^{※1}	安陪 由美子 ^{※2}
委員	小学校保護者代表	安部 弘恵 ^{※1}	富永 友巳 ^{※2}
委員	新宮町区長会	高木 幸一	
委員	新宮町民生委員・児童委員協議会	長崎 静代	
委員	新宮町社会福祉協議会	吉田 美枝	
委員	新宮町副町長	山崎 浩	
委員	学校教育課	桐島 美佐子	
事務局	健康福祉課	三船 徹	
		桐島 光昭	
		山口 望美	
		阿部 仁	
		中原 かおり	
		西谷 沙織	占部 早紀

※1 平成25年7月31日から平成26年6月18日まで

※2 平成26年6月19日から平成27年7月30日まで

4 子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査結果（抜粋）

調査概要

1 調査目的

本調査は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、保護者の皆さんに子育てに関するアンケート調査を行い、日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをお伺いし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料とするものです。

2 調査概要

（１）調査対象者

就学前児童調査・・・新宮町在住の就学前児童の保護者すべて

小学生児童調査・・・新宮町在住の小学生児童の保護者すべて

（２）調査方法

就学前児童調査・・・郵送による配付及び回収

（各世帯で最も年少の児童宛に郵送し、その児童について回答）

小学生児童調査・・・学校を通じての配付及び郵送による回収

（長子に配布し、最も年少の小学生について回答）

（３）調査時期

平成 25 年 11 月 8 日（金）から平成 25 年 11 月 29 日（金）まで

3 回収結果

	調査対象者数 （世帯）	回収数 （世帯）	回収率 （％）
就学前児童調査	1,966	1,250	63.58
小学生児童調査	1,590	1,008	63.39
合 計	3,556	2,258	63.49

4 報告書利用上の注意

（１）端数処理の関係上、構成比（％）の計が 100％とならないことがあります。

（２）図表の構成比（％）は小数第 2 位以下を四捨五入したものです。

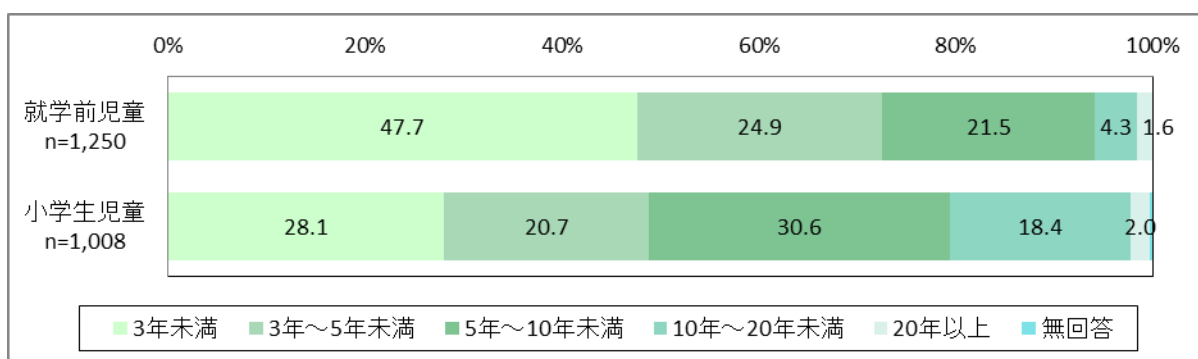
（３）複数回答の設問は、すべての構成比（％）を合計すると 100％を超える場合があります。

調査結果

宛名のお子さんご家族の状況について

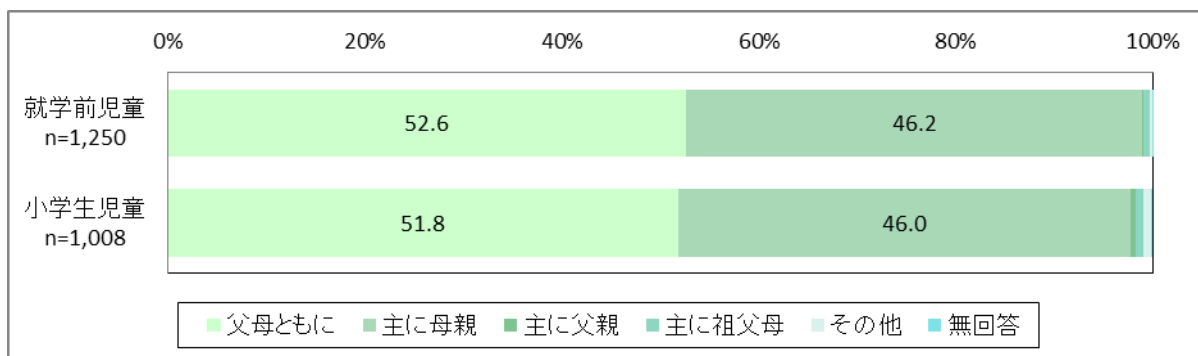
(1) あなたは現在の住所に住んでどれくらいになりますか。

就学前児童では「3年未満」が47.7%、小学生児童では「5年～10年未満」が30.6%と最も多くなっており、就学前児童の保護者の方が居住年数が少なくなっています。



(2) お子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係でお答えください。

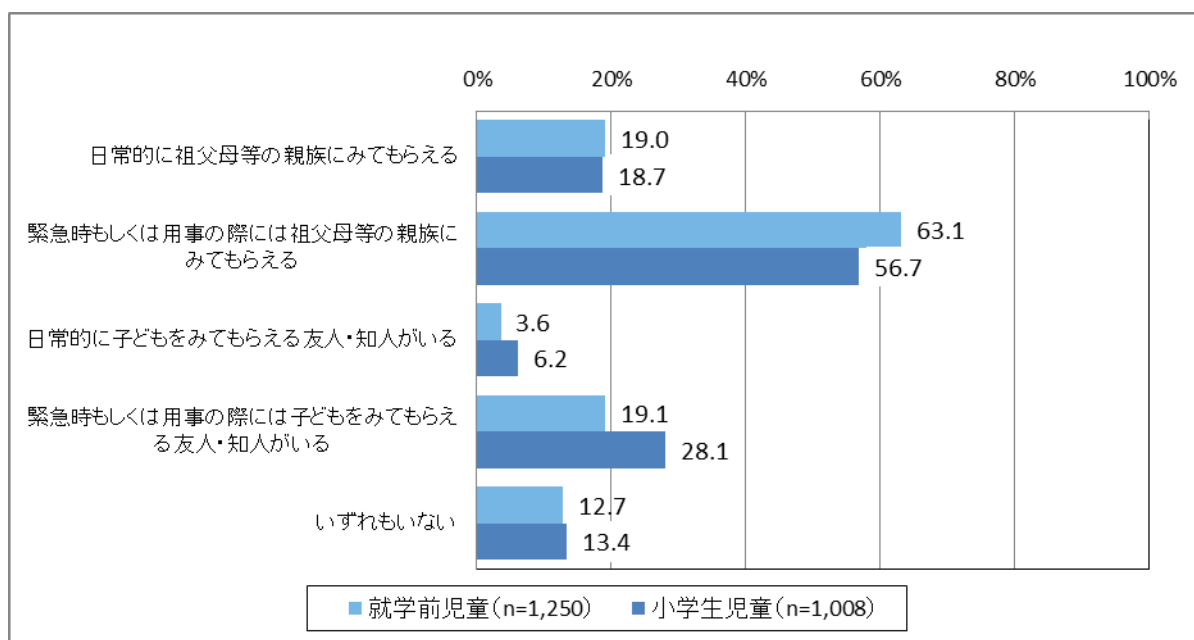
「父母ともに」が就学前児童で52.6%、小学生児童で51.8%と最も多くなっており、次いで「主に母親」が就学前児童で46.2%、小学生児童で46.0%となっています。



子育てをめぐる環境について

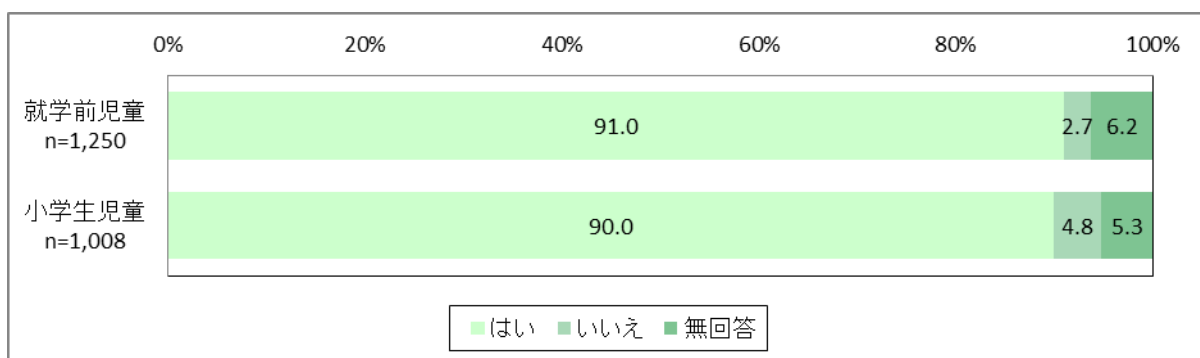
(3) お子さんをみてもらえる人はいますか。(複数回答)

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童で63.1%、小学生児童で56.7%と最も多くなっており、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」を含めた「祖父母等の親族にみてもらえる」とした回答は、就学前児童で82.1%、小学生児童では75.4%となっています。



(4) お子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。

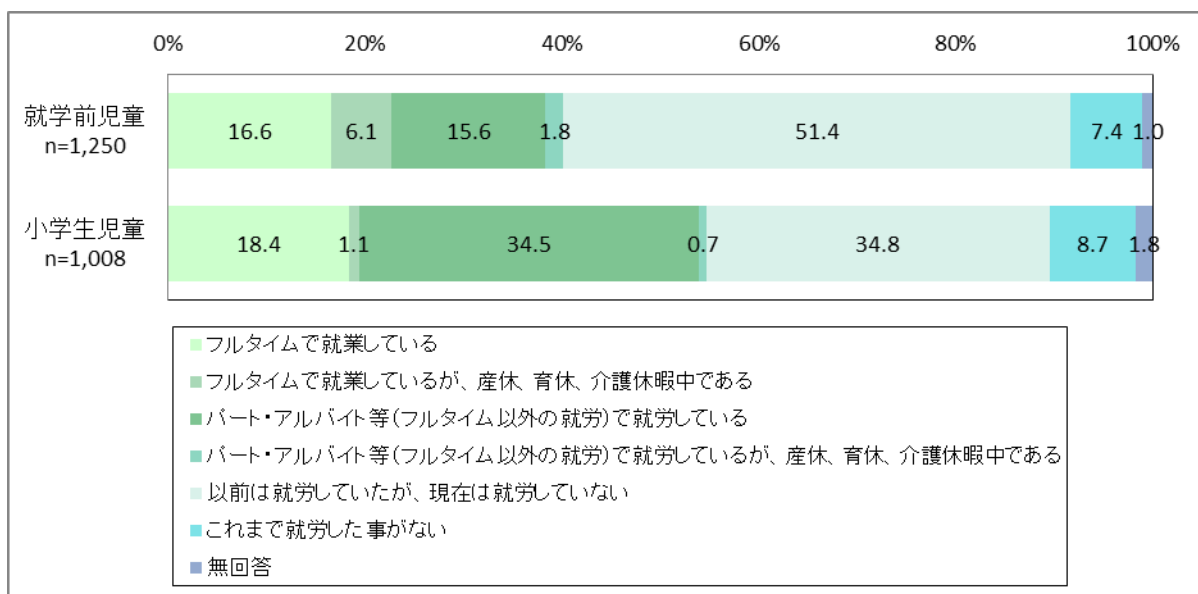
「はい」が就学前児童で91.0%、小学生児童で90.0%と多くっており、「いいえ」は就学前児童で2.7%、小学生児童で4.8%となっています。



母親の就労状況について

(5) お子さんの母親の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）についてお答えください。

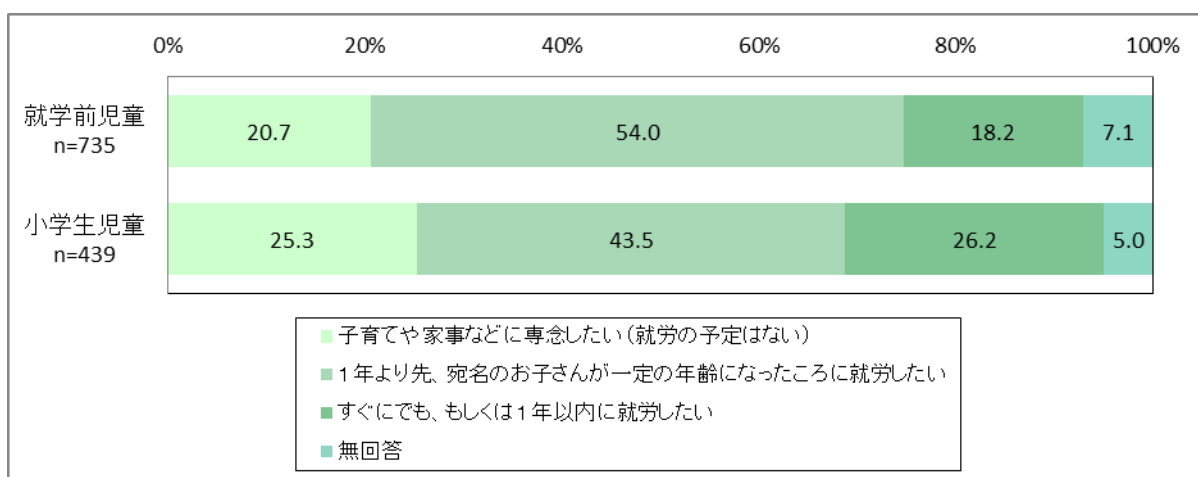
「以前は就労していたが、現在は就労していない」が就学前児童で 51.4%、小学生児童で 34.8%と最も多くなっており、「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）で就労している」とした回答は、就学前児童で 15.6%、小学生児童では 34.5%と小学生児童の方が多くなっています。



(5) で「就労していない」と回答した方にお伺いします。

(6) 就労したいという希望はありますか。

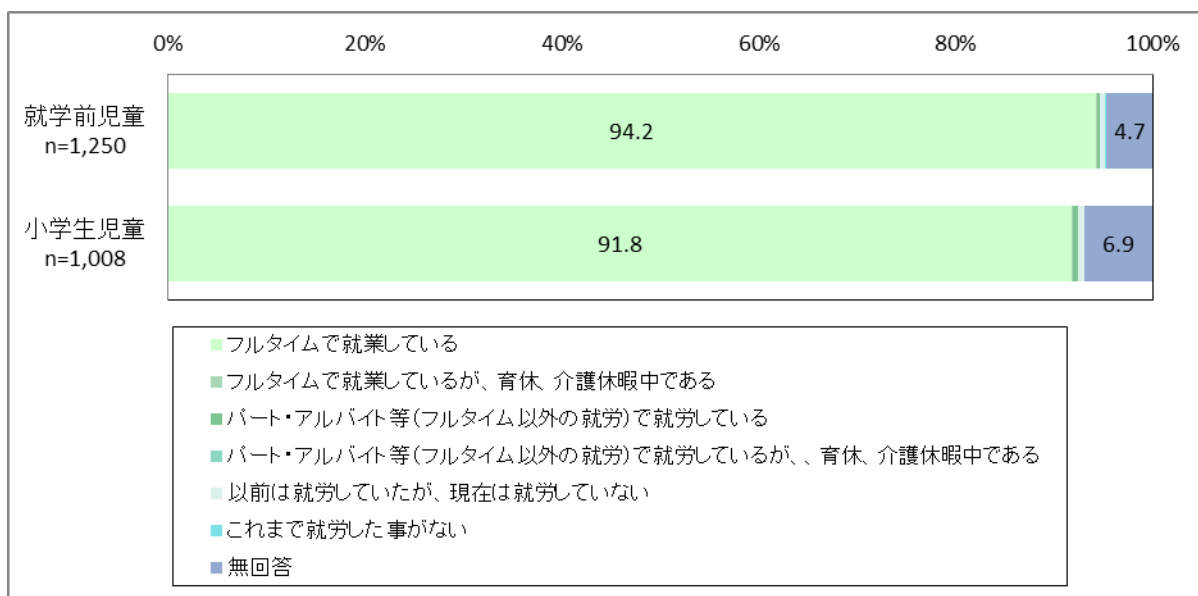
「1年より先、宛名のお子さんが一定の年齢になったところに就労したい」が就学前児童で 54.0%、小学生児童で 43.5%と最も多くなっており、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」とした回答は、就学前児童で 18.2%、小学生児童では 26.2%と小学生児童の方が多くなっています。



父親の就労状況について

(7) お子さんの父親の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）についてお答えください。

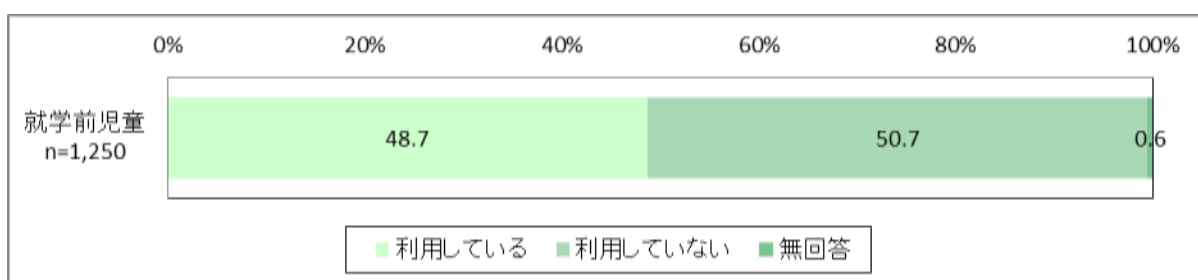
「フルタイムで就業している」が就学前児童で 94.2%、小学生児童で 91.8%と最も多くなっています。



平日の定期的な幼稚園・保育所などの利用状況について【就学前児童のみ】

(8) お子さんは現在、幼稚園や保育所などを利用されていますか。

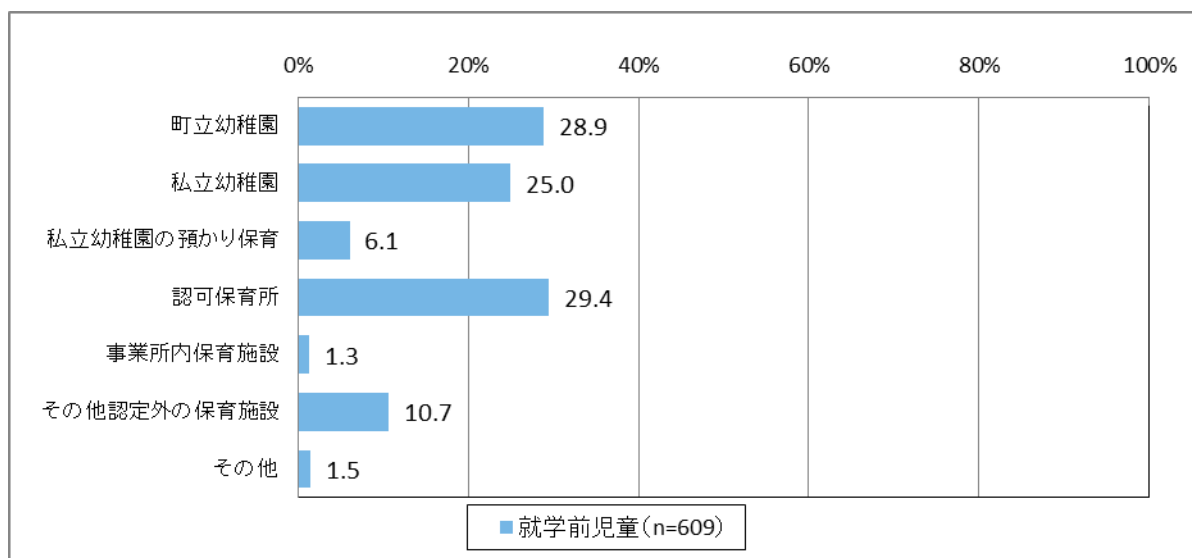
「利用している」が 48.7%、「利用していない」が 50.7%となっています。



(8) で「利用している」と回答した方にお伺いします。

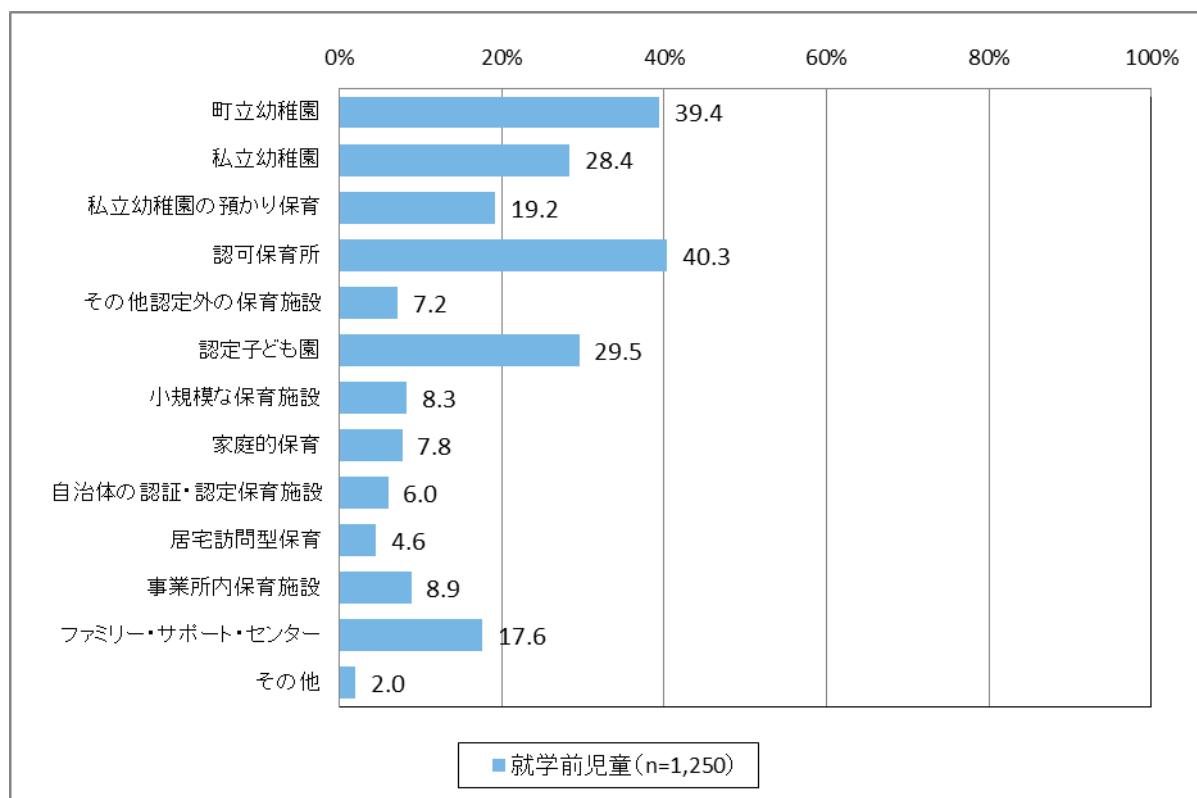
(9) お子さんは、平日の日中にどのような施設を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している施設をお答えください。(複数回答)

「認可保育所」が 29.4% で最も多く、次いで「町立幼稚園」28.9%、「私立幼稚園」25.0% の順となっています。



(10) お子さんについて、平日「定期的に」利用したいと考える施設や事業をお答えください。(複数回答)

「認可保育所」が40.3%で最も多く、次いで「町立幼稚園」39.4%、「認定子ども園」29.5%の順となっています。

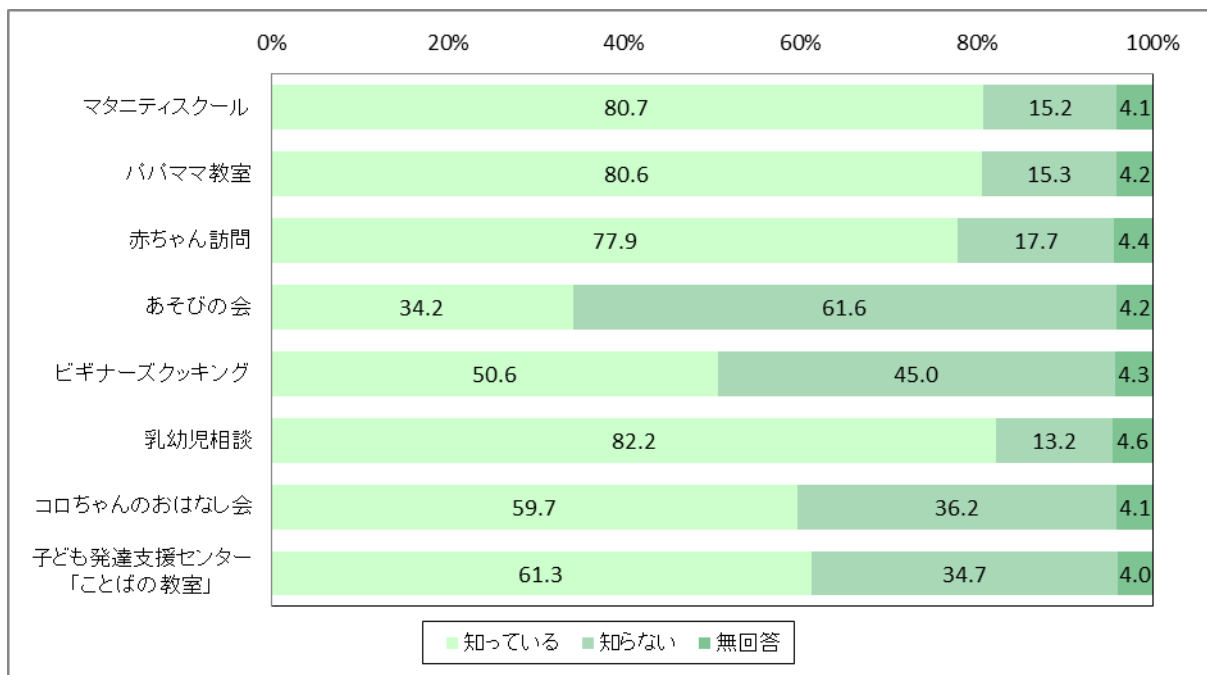


地域の子育て支援事業の参加状況について【就学前児童のみ】

(11) 下記の事業で知っているものについて、お答えください。

「乳幼児相談」「マタニティスクール」「パパママ教室」「赤ちゃん訪問」では、認知状況が高く「知っている」とした回答が８割前後を占めます。

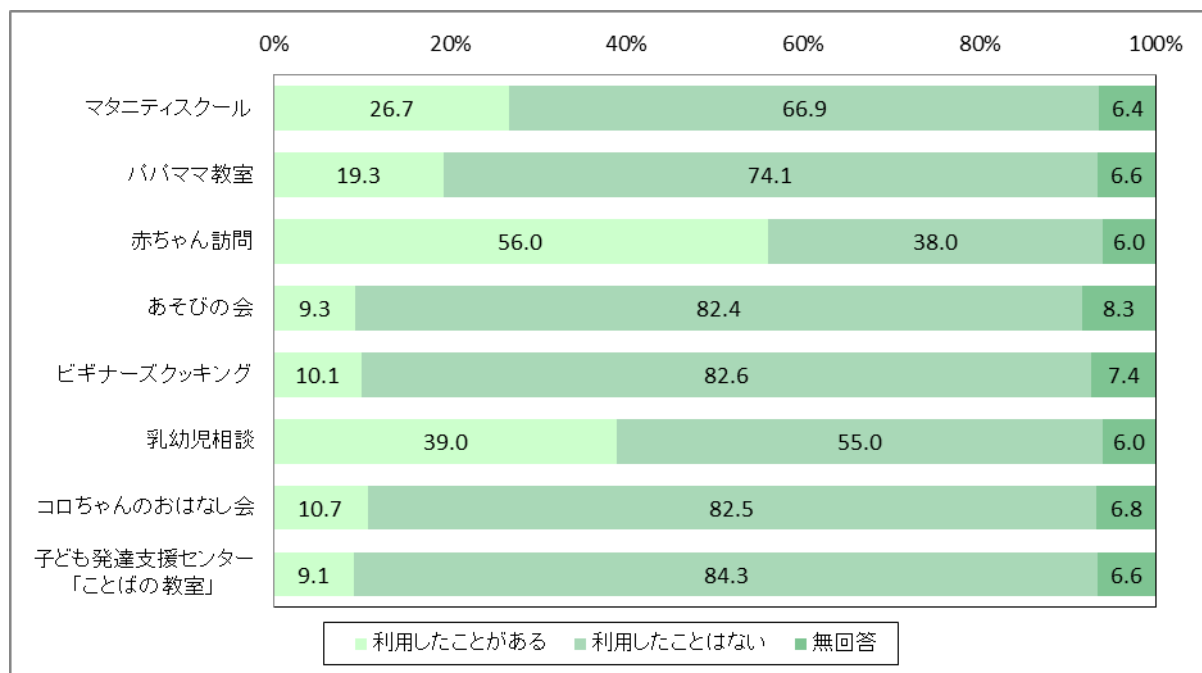
一方、「あそびの会」で、「知らない」の回答が多く認知状況が低くなっています。



(12) 下記の事業でこれまでに利用した事があるものについて、お答えください。

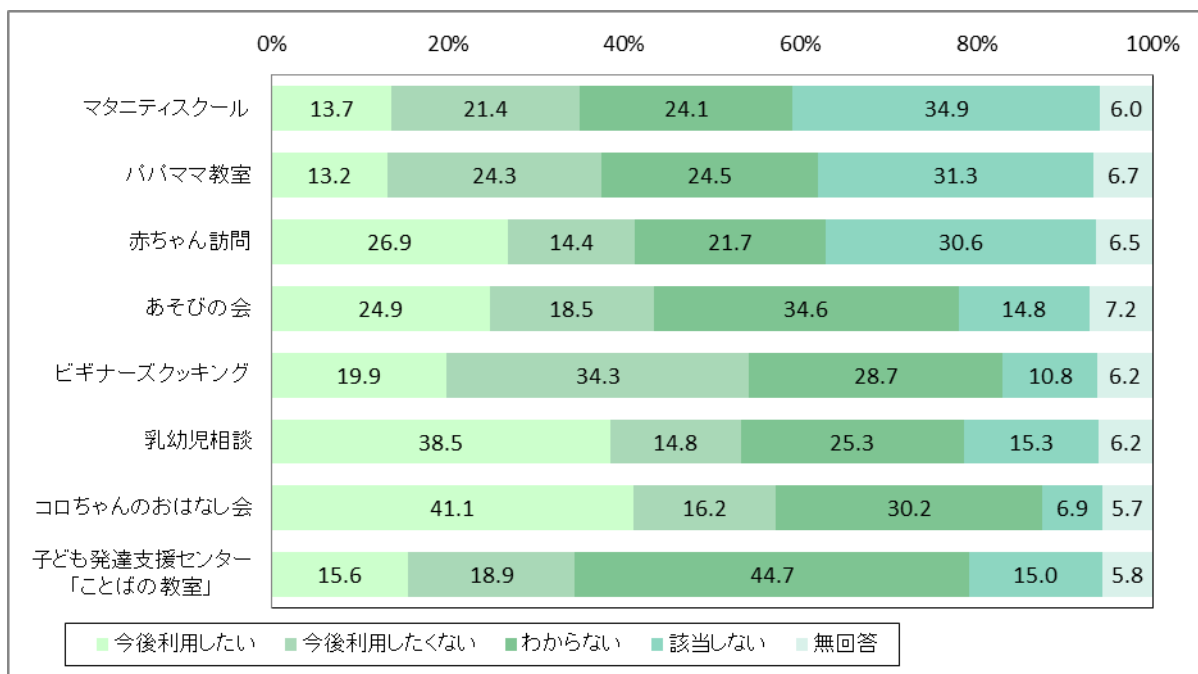
「赤ちゃん訪問」「乳幼児相談」で、「利用したことがある」の回答が多く利用状況が高くなっています。

「子ども発達支援センター ことばの教室」「あそびの会」「ビギナーズクッキング」「コロちゃんのおはなし会」では、認知状況が低く「利用したことはない」とした回答が8割以上を占めます。



(13) 下記の事業で今後利用したいと思うものについて、お答えください。

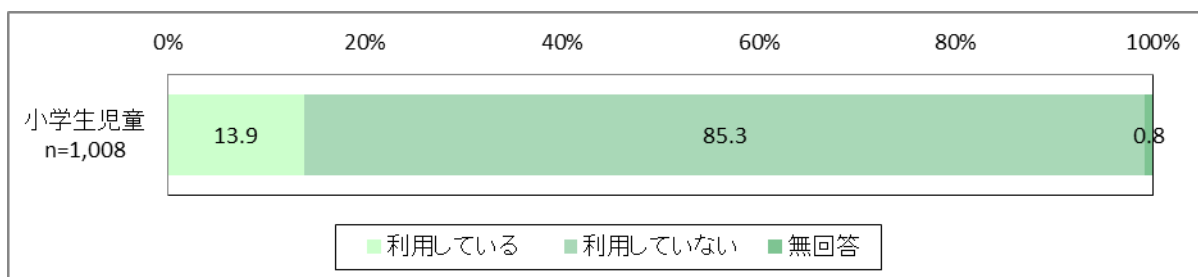
「今後利用したい」とした項目では、「コロちゃんのおはなし会」「乳幼児相談」の割合が高く、「今後利用したくない」とした項目では、「ビギナーズクッキング」の割合が高くなっています。



学童保育所の利用について【小学生児童のみ】

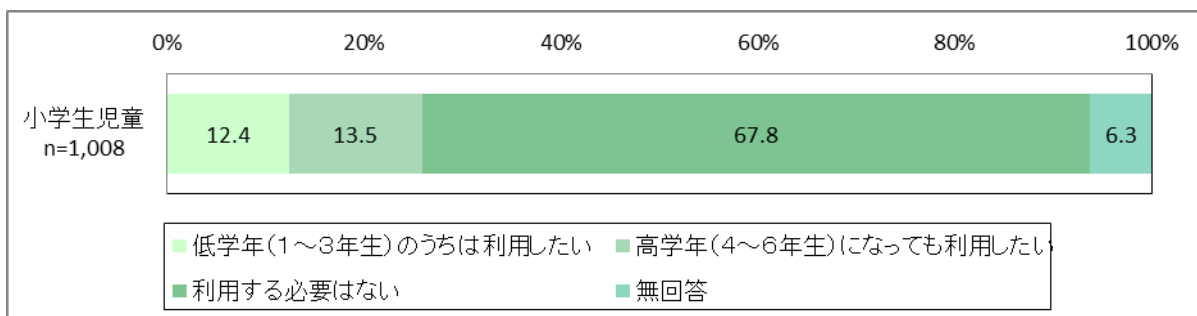
(14) お子さんは現在、学童保育所を利用していますか。

「利用していない」が 85.3%、「利用している」が 13.9%となっています。



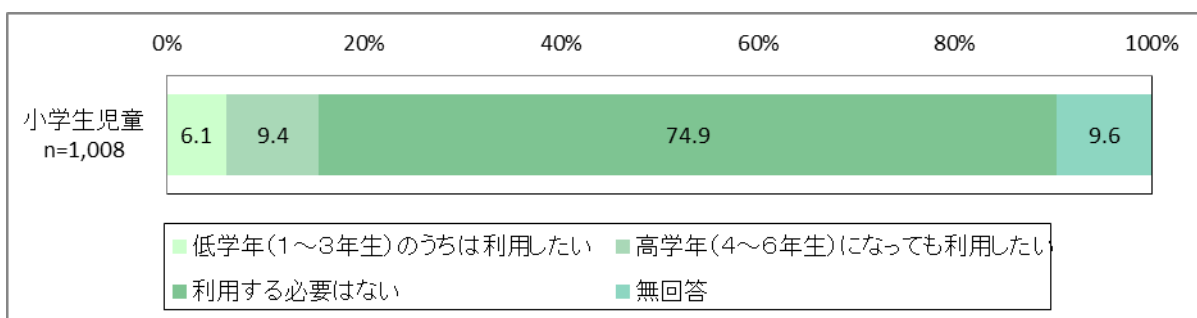
(15) お子さんについて、今後、平日の学童保育所の利用希望はありますか。

「利用する必要はない」が 67.8%で最も多く、次いで「高学年（4～6年生）になっても利用したい」13.5%、「低学年（1～3年生）のうちは利用したい」12.4%の順となっています



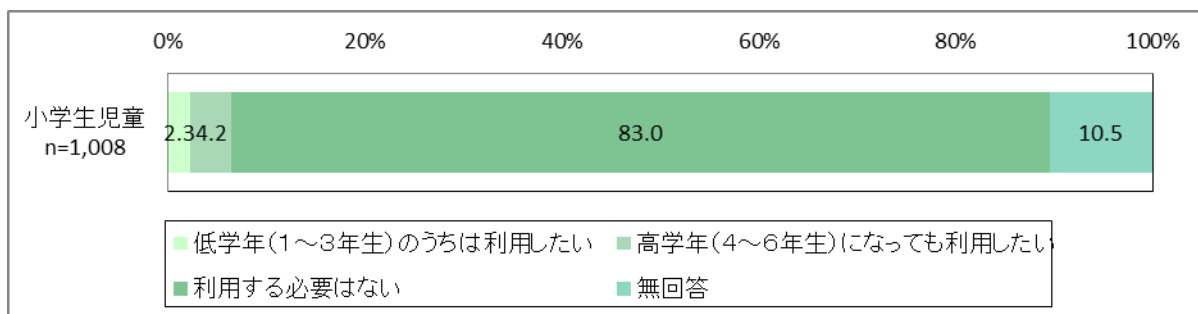
(16) お子さんについて、土曜日に学童保育所の利用希望はありますか。

「利用する必要はない」が 74.9%で最も多く、次いで「高学年（4～6年生）になっても利用したい」9.4%、「低学年（1～3年生）のうちは利用したい」6.1%の順となっています。



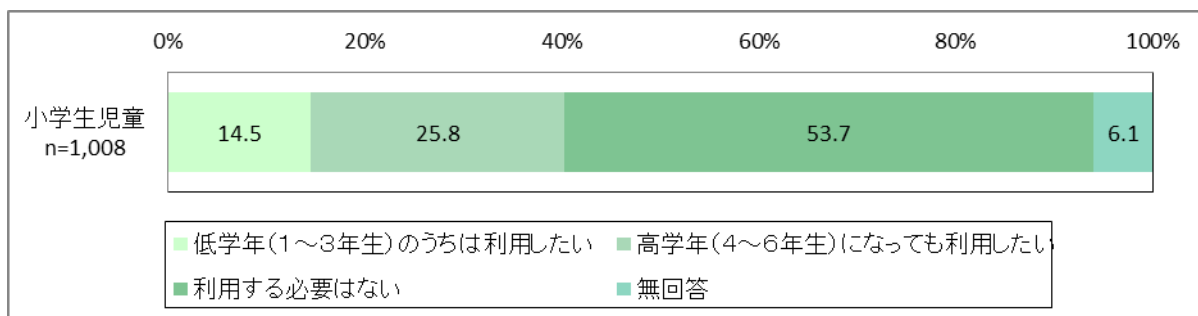
(17) お子さんについて、日曜日・祝日に学童保育所の利用希望はありますか。

「利用する必要はない」が 83.0%で最も多く、次いで「高学年（4～6年生）になっても利用したい」4.2%、「低学年（1～3年生）のうちは利用したい」2.3%の順となっています。



(18) お子さんについて、夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中に学童保育所の利用希望はありますか。

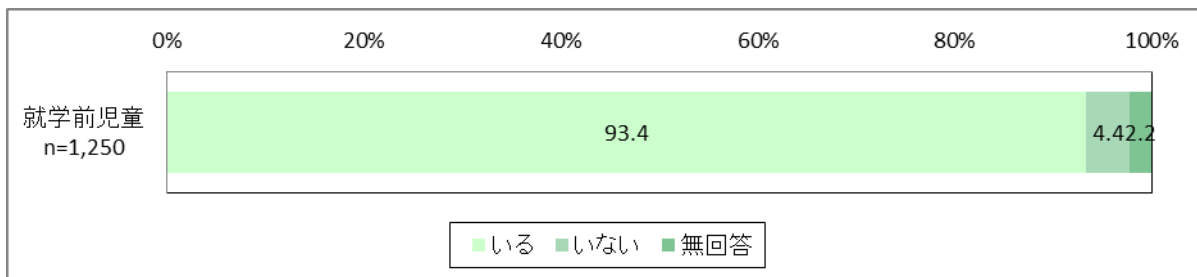
「利用する必要はない」が 53.7%で最も多く、次いで「高学年（4～6年生）になっても利用したい」25.8%、「低学年（1～3年生）のうちは利用したい」14.5%の順となっています。



生活習慣や遊びについて

(19) お子さんにはかかりつけ医がいますか。【就学前児童のみ】

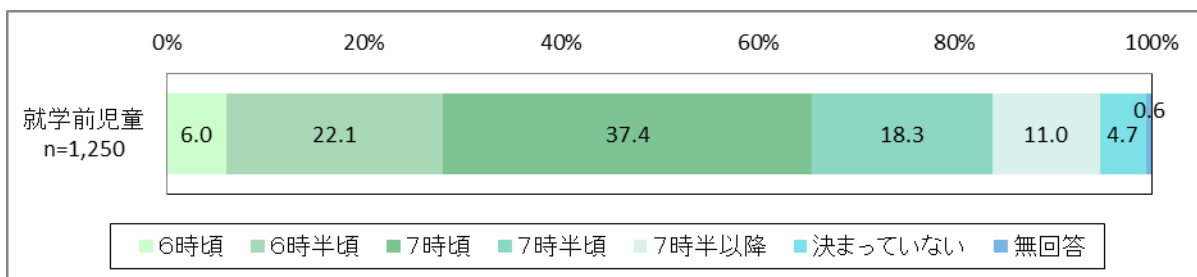
「いる」が 93.4%、「いない」が 4.4%となっています。



(20) 宛名のおさんは朝、おおよそ何時頃に起きますか。

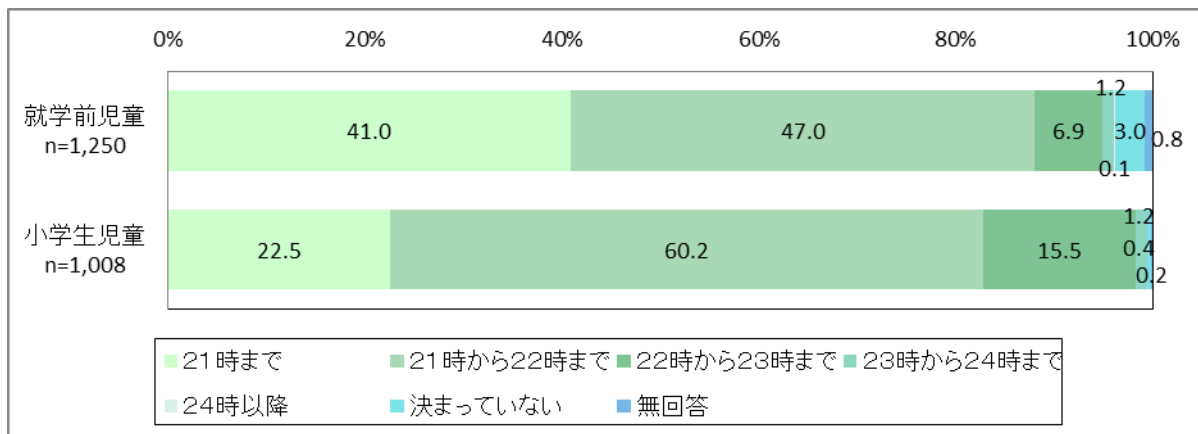
【就学前児童のみ】

「7時頃」が 37.4%で最も多く、次いで「6時半頃」22.1%、「7時半頃」18.3%の順となっています。



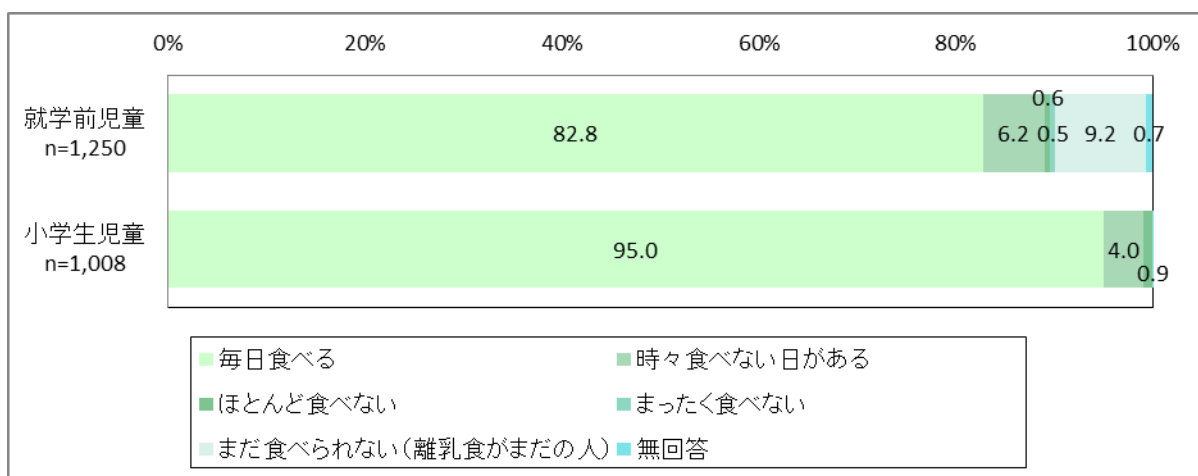
(21) お子さんは夜、おおよそ何時頃に寝ますか。

「21時から22時まで」が就学前児童で47.0%、小学生児童で60.2%と最も多くなっており、「22時から23時まで」とした回答は、就学前児童で6.9%、小学生児童では15.5%と小学生児童の方が多くなっています。



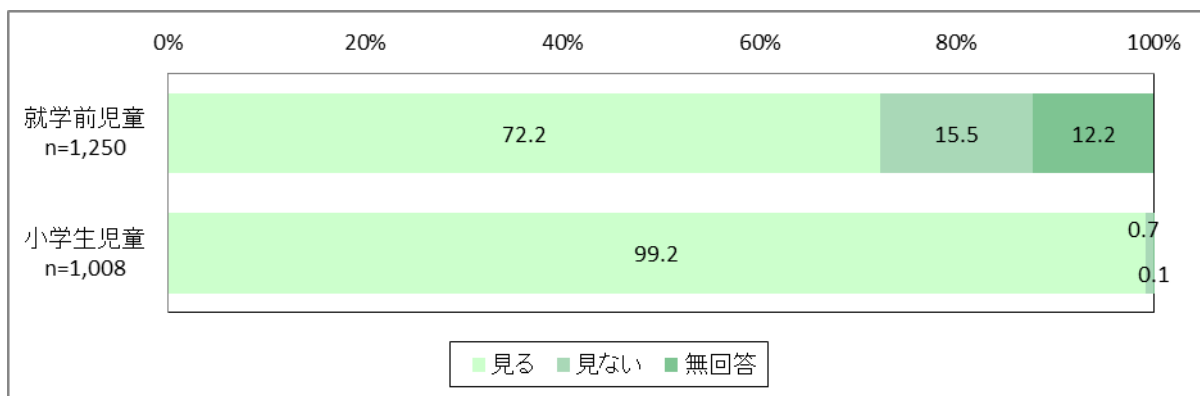
(22) お子さんは朝食を食べますか。

「毎日食べる」が就学前児童で82.8%、小学生児童で95.0%と最も多くなっています。



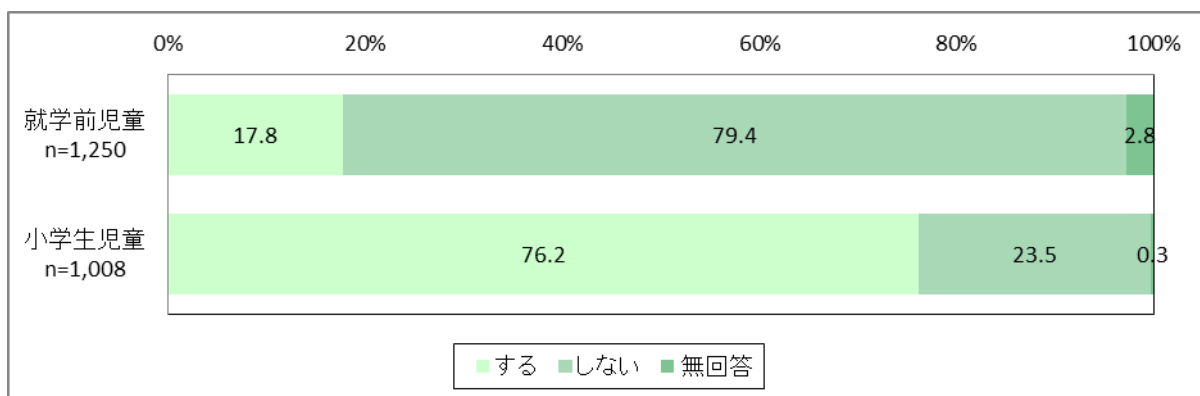
(23) お子さんはテレビやビデオ、DVDを見ますか。

「見る」が就学前児童で 72.2%、小学生児童で 99.2%と最も多くなっており、「見ない」とした回答は、就学前児童が 15.5%に対し、小学生児童では 0.7%と小学生児童が非常に少なくなっています。



(24) お子さんはゲームやインターネットをしますか。

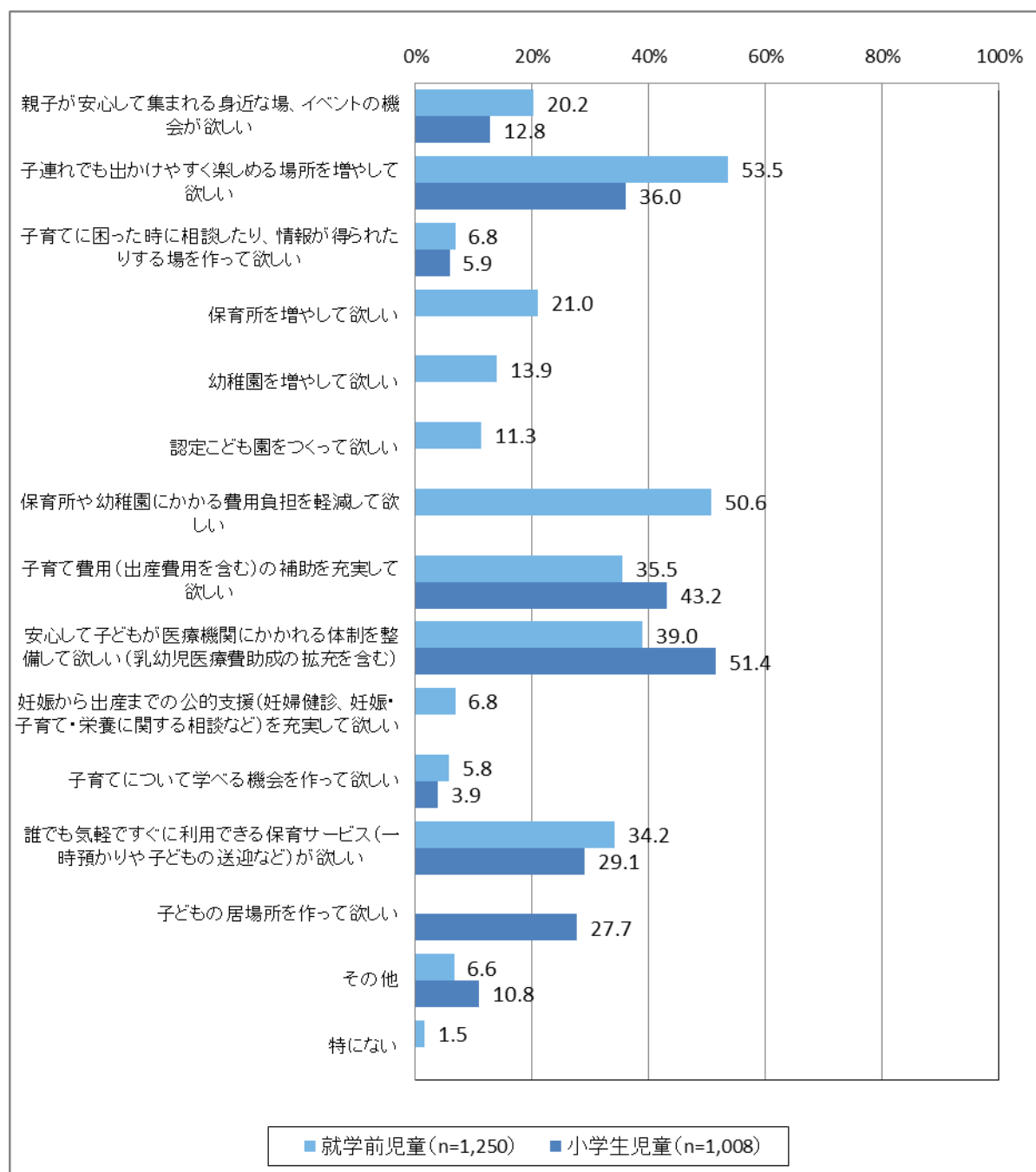
「する」とした回答では、就学前児童の 17.8%に対し、小学生児童が 76.2%と小学生児童が非常に多くなっています。



子育て支援策について

(25) 町に対して、どのような子育て支援の充実を図って欲しいと期待していますか。(〇は3つまで)

就学前児童では「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が53.5%、小学生児童では「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」が51.4%と最も多くなっています。



5 パブリックコメントによる意見と回答

(1) 意見募集期間

平成 26 年 10 月 30 日から平成 26 年 11 月 30 日まで

(2) 意見総数

8 件（うち 1 件は不受理）

No.	項目	意見の内容	町の考え方・対応方針
1		不受理（必要記載事項不備）	
2	第 4 章 第 5 節（7） P 32	3 番目の子どもが小学校 1 年生で学童保育を利用していますが、両親共働きで帰宅が遅く、お迎えが 7 時ぎりぎりになることが多いです。JR が事故等でダイヤが乱れるとお迎えが間に合わないこともあり、中学生の兄のお迎えではダメだと言われているので、困っています。 学童のお迎えに利用できる、福岡市のファミリーサポートのような一時保育サービスの整備を希望します。	御意見にあるファミリー・サポート・センター事業は、現在、新宮町においては実施されておりませんが、平成 27 年度中の事業開始を目指して現在検討を進めているところです。 【原案どおり】
3	第 4 章 第 5 節（11） P 37	「放課後児童健全育成事業」について 小・中学生（特に学童対象外の小 4～6 年生）の放課後の安全な居場所づくりとして、公的施設（シーオーレ新宮、そびあしんぐう、社会福祉センター）の 3ヶ所の放課後利用（子どもが自由に出入りできる）為の一部解放を検討していただきたい。 機能のイメージとしては、古賀の COSMOX ですが、大広間や会議室を開放し、宿題をして簡単なゲーム（囲碁やオセロ、トランプ）ができる程度の開放でも十分利用ニーズはあると考え、保護者も安心できると思います。 保護者にとっては、終業後（15:30～18:30 位）までの子どもの管理・安全が非常に悩みの種でございます。	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）につきましては、子ども・子育て関連 3 法による児童福祉法の一部改正により同法第 6 条の 3 の一部が改正され、対象とする児童について、「小学校に就学しているおおむね 12 歳未満の児童」を「小学校に就学している児童」に改められ、また、同法第 34 条の 8 の 2 では、放課後児童健全育成事業について、その設備及び運営の基準が新設されています。 これらの法改正等により、町でも条例を整備し、平成 27 年度から各小学校に設置している放課後児童クラブについて、その対象児童をこれまでの「小学 1 年生から小学 4 年生まで」を「全ての児童」に改める等の措置（平成 27 年度から施行予定）をとっていますので、子どもたちの居場所づくりに一定の効果があると考えています。 なお、国においても、平成 26 年 7 月 31 日、「放課後子ども総合プラン」が策定され、より一層の環境整備促進が図られるようになっていきますので、町としましても国の動向に注視していきます。 小・中学生の居場所づくりとしての公的施設の一部開放につきましては、例示されている施設等は、現在、定期的に通年使用させることのできるスペースが無く、また、子どもたちだけで使用させることについても、慎重な検討が必要であると考えます。よって、定期的に通年使用させることのできるスペースの確保や管理方法等について、御紹介の施設の例を参考にしつつ保護者の方々の御理解を得られる方策の検討が必要と考えます。 【原案どおり】
4	第 4 章 第 7 節（2）① P 40	相談体制の強化 発生予防、早期発見、早期対応ができる体制づくりとあるが、具体的にどのような体制を作るのかを知りたい。	児童虐待防止策につきましては、国から「市町村児童相談援助指針」が示され、町と県の役割分担や相談種別ごとの留意事項、各機関との連携などが示され、その周知が各機関になされているところです。 本町におきましても、発生予防、早期発見につきましては、乳幼児健診、赤ちゃん訪問における状況把握、各幼稚園・保育所や町民の皆様等からの通報等において、発生予防・早期発見を図る等の対応を取っているところです。また、町には、児童福祉法に基づく新宮町要保護児童対策地域協議会を設置しています。この協議会には、各機関の代表者で構成する代表者会議、各機関における実務者レベルの職員で構成する実務者会議、個々のケースに応じて必要な機関及び職員で構成する個別ケース会議の 3 種類の会議を設置し、個別具体的な対応を取ることににより早期対応を図っているところです。 【原案どおり】

5	第6章第1節(1)P54	市町村の責務 子どもの健全な育成のために保護者が自信を持って子育てできることが大切だと思う。 現状は、自分の子どもに対して理想を追い求めるあまり、少しでもできないことがあると保護者及び子どもたちの自信がなくなり、虐待、いじめ、モンスターペアレンツなど、さまざまな問題につながってくると思う。 そのような問題を未然に防止するためにも、保護者に対して、子どもたちの成長に関する教育が必要だと感じます。新生児の検診時や幼稚園の入園式や、小学校の入学説明会時、など多くの保護者が集まるタイミングで子育てに関する講演や研修を行うといいのではと思います。	保護者に対する講演会や研修の開催についての御意見ですが、新生児の健診時は身体や発達状況の確認等に時間が割かれ、また、受診者数も年々増加傾向にあり、受診者からは時間の短縮を望まれているところです。保護者の方へは現在でも、個別形式の保健指導コーナーを設け、子どものこと、お母さんのこと、しつけ、子育てに関する心構えなどお話をしているところです。 【原案どおり】
6	第6章第1節P54	中学校に給食がないため、ランチサービスを利用していますが、子どもの話によると味がおいしくないらしく不評です。ずっと福岡市で暮らしてきたので、中学校に給食がないということを知ったときはびっくりしました(義務教育では給食制度が当たり前だと思いきんでいました。)。給食制度のありがたさを実感しています。新宮町にも共働き家庭が増えてきたようなので、是非早急な中学校への給食の導入をお願いします。 また、最近では児童虐待(ネグレクト)のひとつの表れとして、いわゆる欠食児童の問題を耳にします。家で適切な食事をとることができない児童にとっては、学校給食こそが児童の健康を保障する命綱となってくると考えられます。 児童の健やかな成長のため市町村の責務として、是非中学校への給食導入をよろしくをお願いします。	新宮中学校の給食につきましては、平成31年度開校予定の新設中学校設置に合わせての導入を検討していますので、それまでの間は現在実施しているランチサービス方式を継続したいと考えています。 家庭で適切な食事がとれていないなどの社会問題は、町としても認識しています。中学校のランチサービスは、学校給食費の算定に準じた価格で、また、文部科学省が示す学校給食における中学生の摂取カロリーを基準として提供しています。なお、ランチサービスの質の更なる向上に向け、今後生徒及び保護者アンケートを実施予定です。 【原案どおり】
7	第6章第3節P56	新宮町における関係者の連携と協働 連携の必要性が書かれているが、どのような関係機関が子どもたちの育成に関わっており、どのような連携体制を取っていくのかを具体的に示してほしい。	平成24年に制定された子ども・子育て支援法により、市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する等の役割を持つ合議制の子ども・子育て会議の設置が求められ、本町においても、保育所・幼稚園の園長及びその保護者代表、主任児童委員、医師、行政区長、学校長、関係行政機関職員等で構成する、新宮町子ども・子育て会議を設置しているところです。よって、今後は当会議を中心に各機関連携を取りながら、子ども・子育て支援を推進していくものです。 【原案どおり】
8		子どもの保育に関する意見として、他都市では行われている、第3子優遇事業が盛り込まれていないのはどうしてですか。 少子化をくい止める手段としては有効ではないか。 ぜひ検討をお願いします。	いわゆる第3子優遇事業は、他の自治体などで実施されている事業で、自治体によって内容は多様であると思われます。御意見では何を示されているのか判断がつかい兼ねますが、公私幼稚園・保育所保育料を例にとりますと、本町においても町立幼稚園においては、月額5,000円の保育料、また、私立幼稚園では就園奨励費補助金、さらには、保育所保育料においても、国基準に基づき、第2子以降は軽減措置をとっているところです。 子育てにかかる経済的負担は、年々重くなってきておりその負担軽減を図る施策を実施することが肝要であることに鑑み、国・県の動向、町の財政状況を勘案しながら取り組んでいきたいと考えます。 【原案どおり】

7 用語集

内 容		法的根拠	説 明	町における 実施状況
教育・保育施設（子ども・子育て支援法第7条第4項）				
1	保育所 （認可保育所）	児法第39条 第1項	保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない乳幼児を保育する施設	あり
2	幼稚園	学法第22条	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設	あり
3	認定こども園	認法第2条第 6号	保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに合わせて子どもを受け入れ、幼児期の学校教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設	なし
※子ども・子育て支援法第31条第1項の規定により町が利用定員を定め、同法第27条第1項の規定により施設型給付費の支給対象施設として確認した施設は、「特定教育・保育施設」という。				
地域型保育事業（子ども・子育て支援法第7条第5項）				
4	家庭的保育事業（保育ママ）	児法第6条の 3第9項	保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない乳幼児を家庭的保育者の自宅等で保育する事業（利用定員5人以下）	なし
5	小規模保育事業	児法第6条の 3第10項	保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない乳幼児を小規模な施設で保育する事業（利用定員6人以上19人以下）	なし
6	居宅訪問型保育事業	児法第6条の 3第11項	保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない乳幼児を子どもの居宅で家庭的保育者が保育を行う事業	なし
7	事業所内保育事業	児法第6条の 3第12項	主に従業員の子どものほか、地域で保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業	なし
その他施設				
8	届出保育施設 （認可外保育施設）	児法第59条 の2第1項	一部の施設を除き、児童福祉法により知事への届出が義務づけられている認可保育所以外の保育施設 （「認可外」という言葉に冷たい響きがあり、法律に違反するかの印象を与える文言であることから、福岡県では平成21年4月から「認可外保育施設」という名称を用いず「届出保育施設」等としている。）	あり
9	基準適合届出保育施設	—	届出保育施設のうち、福岡県の立入調査により認可外保育施設指導監督基準にすべて適合していると確認された保育施設（福岡県独自の制度）	あり
地域子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援法第59条）				
10	利用者支援事業	子法第59条 第1号	施設や子育て支援事業の情報集約と提供を行うとともに、相談に応じ、関係機関との連絡調整等を行う事業（保育コンシェルジュなど）	なし
11	地域子育て支援拠点事業	子法第59条 第9号 児法第6条の 3第6項	乳幼児とその保護者が交流する場所を開設し、子育ての相談や情報提供等の支援を行う事業	あり
12	妊婦健康診査	子法第59条 第13号 母法第13条 第1項	妊産婦に対して健康診査を実施する事業 （公費負担 14回程度）	あり
13	乳児家庭全戸訪問事業	子法第59条 第7号 児法第6条の 3第4項	すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、乳児と保護者の状況を把握し、子育ての情報提供、相談や支援を行う事業	あり

内 容		法的根拠	説 明	町における 実施状況
14	養育支援訪問事業	子法第59条 第8号 児法第6条の 3第5項・第 25条の2	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した特に支援する必要があると認められる妊婦や児童に対して、相談や支援を行う事業	あり
15	子育て短期支援事業	子法第59条 第6号 児法第6条の 3第3項	保護者の病気等の理由により家庭での養育が一時的に困難になった児童について、児童養護施設等で必要な保護を行う事業	あり
16	ファミリー・サポート・センター事業	子法第59条 第12号 児法第6条の 3第14項	乳幼児や小学生の預かり等の援助を受けたい者と援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡調整を行う事業	なし
17	一時預かり事業	子法第59条 第10号 児法第6条の 3第7項	家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業	あり
18	延長保育事業	子法第59条 第2号	通常の利用時間帯以外に保育を利用した者に対し、時間外保育の費用の一部助成を施設に対して行うことにより、必要な保育を確保する事業	あり
19	病児・病後児保育事業	子法第59条 第11号 児法第6条の 3第13項	(病児保育) 保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない乳幼児及び小学生が疾病にかかっているものについて、病院等で保育を行う事業 (病後児保育) 保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気の回復期にある乳幼児及び小学生について、保育所等で保育を行う事業	(病児保育) なし (病後児保育) あり
20	放課後児童健全育成事業	子法第59条 第5号 児法第6条の 3第2項	概ね10歳未満の小学生の保護者が就労等により家庭にいない場合に、適切な生活の場を与えて健全な育成を図る事業	あり
21	実費徴収に係る 補足給付を行う事業	子法第59条 第3号	世帯の所得状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の全部又は一部を助成する事業	なし
22	多様な主体が本制度に 参入することを 促進するための事業	子法第59条 第4号	特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための事業	なし
子どものための教育・保育給付（子ども・子育て支援法第11条）				
23	施設型給付	子法第27条	町が「確認」した特定教育・保育施設に対して、利用児童に応じて要した費用について町が支払う給付	
24	特例施設型給付	子法第28条	緊急その他やむを得ない理由により実施した教育・保育に要した費用について町が支払う給付	
25	地域型保育給付	子法第29条	地域型保育（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）を行う事業者に対して、利用児童に応じて要した費用について町が支払う給付	
26	特例地域型保育給付	子法第30条	緊急その他やむを得ない理由により実施した地域型保育（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）に要した費用について町が支払う給付	

児法…児童福祉法 子法…子ども・子育て支援法 学法…学校教育法 認法…認定こども園法 母法…母子保健法

